

第2次阿波市総合計画

「かがやく」 わたしの阿波 未来プラン

～あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市～

後期基本計画

阿波市



ごあいさつ

阿波市では、平成 28 年度に、第 2 次阿波市総合計画『「かがやく」わたしの阿波未来プラン』を策定し、「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土（くに）・阿波市」という将来像の実現に向け、市民の皆様と共に、様々な取り組みを積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

一方で、近年、少子高齢化・人口減少の一層の進行や頻発する大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症の発生、急速に進む情報化・デジタル化など、社会環境は大きく変化してきているところでございます。

また、これらに加えて、本市におきましては、2025 年度に「合併特例債の発行期限」をむかえ、「大阪・関西万国博覧会」に向けた情報発信、「（仮称）阿波スマートインターチェンジ」の設置など、残された取り組むべき課題がございます。

これらの課題に対し、的確かつ柔軟に対応するため、「第 2 次阿波市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

本計画では、本市の「強み」である、高品質で新鮮な農産物を生み出す農業、充実した子育て環境、市民のおもてなしの心をはじめ、本市ならではの特性・資源を生かし、阿波市らしい特色あるまちづくりをさらに進め、最重要課題である人口減少の克服に果敢に挑戦する視点に立ち、10 年、20 年先を見据えた「持続可能な阿波市」を構築してまいります。

特に重点的・戦略的に取り組む「安全・安心のまちづくり」、「活力あふれるまちづくり」、「子育て応援のまちづくり」の 3 つの重点テーマを中心に、令和 6 年度までに取り組む施策を定めており、各種施策の推進にあたっては、市民の皆様と共に考え、創りあげていきたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

未筆ではございますが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査等を通じまして、貴重なご意見、ご協力を賜りました多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

阿波市長 藤井 正助

目 次

序 論

第1章 第2次阿波市総合計画後期基本計画とは？	2
1. なぜ計画をつくるのか？	2
2. 計画の役割は？	3
3. 計画の構成と期間は？	3
第2章 阿波市が目指す姿と計画の体系	4
1. 基本理念	4
2. 将来像	5
3. まちづくりの方針	6
4. 人口の見通し	7
5. 計画の体系	8
第3章 市民の声と社会環境の変化	9
1. 反映すべき市民の声	10
2. 対応すべき社会環境の変化	18

後期基本計画

序章 後期基本計画の重点テーマ	24
第1章 やさしく健やかな阿波	26
1-1. 保健・医療の充実	26
1-2. 子育て支援の充実	28
1-3. 高齢者支援の充実	30
1-4. 障がい者支援の充実	32
1-5. 地域福祉の充実	34
1-6. 社会保障制度の適正運用	36
第2章 安全・安心・快適な阿波	38
2-1. 消防・防災の充実	38
2-2. 交通安全・防犯の充実	40
2-3. 消費者対策の推進	42
2-4. 環境保全の推進	44
2-5. ごみ処理等環境衛生の充実	46
2-6. 水道・排水処理の充実	48
2-7. 公園・緑地の充実	50

第3章 人が輝き合う阿波.....	52
3－1．学校教育の充実.....	52
3－2．食育の充実.....	56
3－3．生涯学習の充実.....	58
3－4．スポーツの振興.....	60
3－5．文化芸術の振興.....	62
3－6．青少年の健全育成.....	64
3－7．国際化への対応.....	66
第4章 豊かで活力ある阿波.....	68
4－1．農業の振興.....	68
4－2．商工業の振興.....	72
4－3．観光の振興.....	74
4－4．雇用対策の推進.....	76
第5章 明日への基盤が整った阿波.....	78
5－1．計画的な土地利用の推進.....	78
5－2．道路・公共交通の充実.....	80
5－3．情報化・デジタル化の推進.....	82
5－4．住宅施策の推進.....	84
5－5．定住・移住対策の推進.....	86
第6章 共に生き、共につくる阿波.....	88
6－1．人権尊重社会の確立.....	88
6－2．男女共同参画社会の形成.....	90
6－3．コミュニティ活動の促進.....	92
6－4．協働のまちづくりの推進.....	94
6－5．計画的な行財政運営の推進.....	96

資料編

●第2次阿波市総合計画後期基本計画の策定経緯	100
●第2次阿波市総合計画後期基本計画諮問・答申	101
●阿波市総合計画審議会委員名簿.....	102
●阿波市総合計画策定委員会委員名簿.....	102
●阿波市総合計画審議会条例.....	103

序 論

第 1 章 第 2 次阿波市総合計画後期 基本計画とは？

1. なぜ計画をつくるのか？

本市では、高品質で新鮮な農産物を生み出す農業、充実した子育て環境、市民のおもてなしの心をはじめ、本市ならではの特性・資源を生かした活力と魅力あふれるまちづくりを進めるため、平成 28 年度に、第 2 次阿波市総合計画『「かがやく」わたしの阿波未来プラン』（基本構想：平成 29 年度～令和 8 年度、前期基本計画：平成 29 年度～令和 3 年度）を策定し、「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」という将来像の実現に向け、市民とともに様々な取り組みを積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

前期基本計画の達成状況をみると、計画期間 5 年のうち 4 年が経過した時点で、計画の達成度は 9 割近くにのぼっています。

しかし、近年、少子高齢化・人口減少の一層の進行や大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の発生をはじめ、社会環境は大きく変化してきています。

また、市内においては、人口減少問題の克服や南海トラフ巨大地震に備える体制づくりが大きな課題となっているほか、市民ニーズをみると、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“犯罪や災害への備え”や“子育て環境・教育環境の充実”を重視する傾向が強まっています。

こうした社会環境の変化や市民ニーズ等に的確に対応しながら、将来像を実現するため、前期基本計画の計画期間が終了することを機に、新たな視点と発想を加え、これからのまちづくりの指針として、第 2 次阿波市総合計画『「かがやく」わたしの阿波未来プラン』後期基本計画を策定します。

2. 計画の役割は？

総合計画とは、阿波市が策定・推進する計画のうち、最も上位に位置する「最上位計画」です。本計画は、こうした位置づけを踏まえ、次のような役割を持つ計画として策定しました。

阿波市民みんなのまちづくりの“みちしるべ”

市民にとっては、これからのまちづくりの方向性や必要な取り組みを行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための“みちしるべ”となるものです。

阿波市行政の総合的な経営指針・主張

市行政にとっては、将来にわたって活力と魅力あふれる阿波市をつくり上げ、持続していくための総合的な経営指針となるとともに、国や徳島県、周辺自治体に対し、阿波市の主張を示すものです。

3. 計画の構成と期間は？

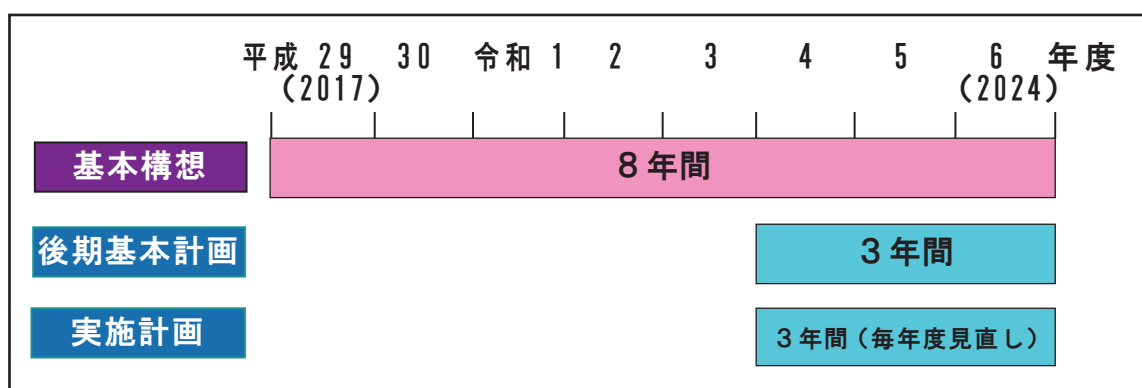
本計画は、「後期基本計画」と「実施計画」で構成します。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

後期基本計画

基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や社会環境の変化、市民ニーズなどを踏まえ、今後行う取り組み等を示したものです。計画期間は、次期総合計画と次期総合戦略を一体的に策定するため、通常5年間のところを2年短縮し、令和4年度から令和6年度までの3年間とします（基本構想も2年短縮し、令和6年度までとします）。

実施計画

後期基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したもので、別途策定します。計画期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。



第2章 阿波市が目指す姿と計画の体系

1. 基本理念

基本理念については、基本構想に基づき、引き続き次のとおりとします。

協働・創造・自立のまちづくり

これからのまちづくりにおいても、市民と行政とが語り合い、知恵をしぼり、手を携えて行動を起こし、個性と魅力あふれる自立した阿波市をつくり上げていくことを原則とし、基本理念を、「協働・創造・自立のまちづくり」とします。

協 働

市民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせて阿波市をつくります。

創 造

本市ならではの特性・資源を生かし、個性的で魅力ある、誇りうる阿波市を創造します。

自 立

地方分権・地方創生の時代の自主・自立のまちづくり、住民自治の地域づくりを進めます。

2. 将来像

将来像についても、基本構想に基づき、引き続き次のとおりとします。

あすに向かって人の花咲く やすらぎと感動の郷土・阿波市

「あすに向かって」

未来を見据えた、持続可能なまちづくり

「人の花咲く」

「人」を中心に据えた、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが輝くまちづくり

「やすらぎ」

心身共に健やかで、安全に安心して、おだやかに暮らすことができる阿波市

「感動」

住む人にも訪れる人にも、勇気と感動を与える、常に前進し躍動する阿波市

「郷土」

ずっと住みたくなる阿波市、戻りたくなる阿波市、移り住みたくなる阿波市



3. まちづくりの方針

まちづくりの方針についても、基本構想に基づき、引き続き次のとおりとします。

これまでの阿波市の“物語”をしっかりと引き継いだまちづくりを進めます。

本市ではこれまで、合併時の「あわ北新市まちづくり計画」、そして「第1次阿波市総合計画」に掲げた「協働・創造・自立のまちづくり」という基本理念と、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」という将来像に基づき、「市民力・地域力をつけ、一人ひとりの市民が、人の花を咲かせ、やすらぎのまちをつくる」という“物語”のあるまちづくりを進めてきました。

これからのまちづくりにおいても、こうした阿波市の“物語”を大切にし、しっかりと引き継ぐとともに、阿波市誕生からこれまでの約10年間に築き上げてきた基盤を活用したまちづくりを進めます。

4. 人口の見通し

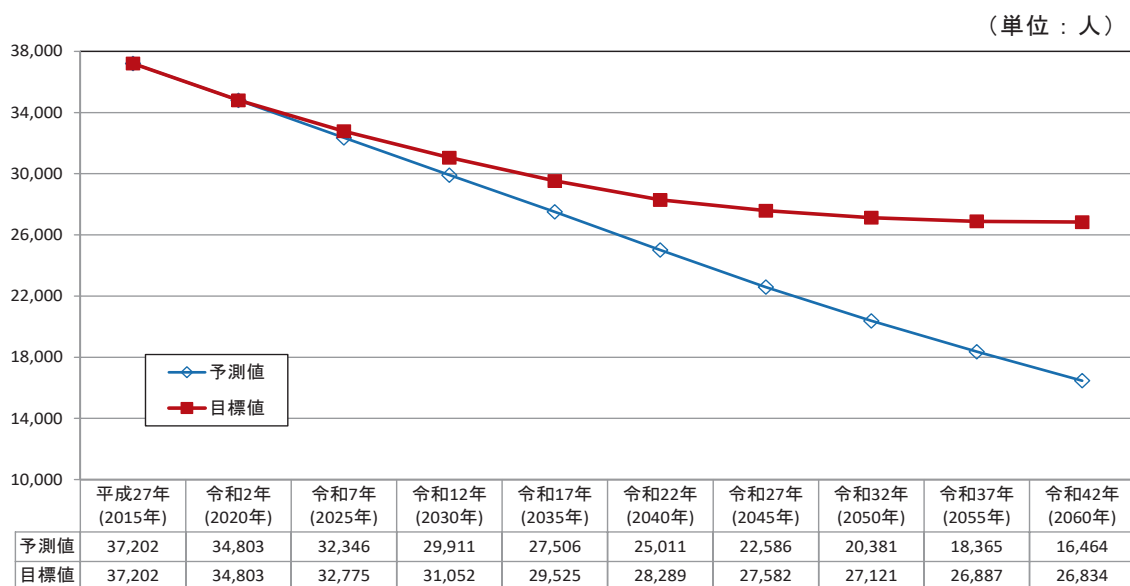
人口の見通しについては、計画期間が令和4年度から令和6年度の3年間になったことなどにより、「阿波市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」に基づき、見直しを行いました。

なお、「阿波市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」では、「令和42（2060）年に、27,000人程度を維持」すると定めており、本計画の目標年度である令和6年度の人口の予測値・目標値については、その過程の数値を算出したものです。

令和6年度の人口の予測値と目標値

予測値：32,840人
目標値：33,180人

長期的な人口の予測値と目標値（「阿波市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」より）



注1）予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計による。

注2）目標値は、合計特殊出生率と転入出数を望ましい値に設定した市独自の推計による。

注3）「阿波市人口ビジョン（令和元年度改訂版）」では、予測値・目標値ともに5年ごと（国勢調査年）の数値となっているため、令和6年度の数値は、按分して算出し、10人単位としている。

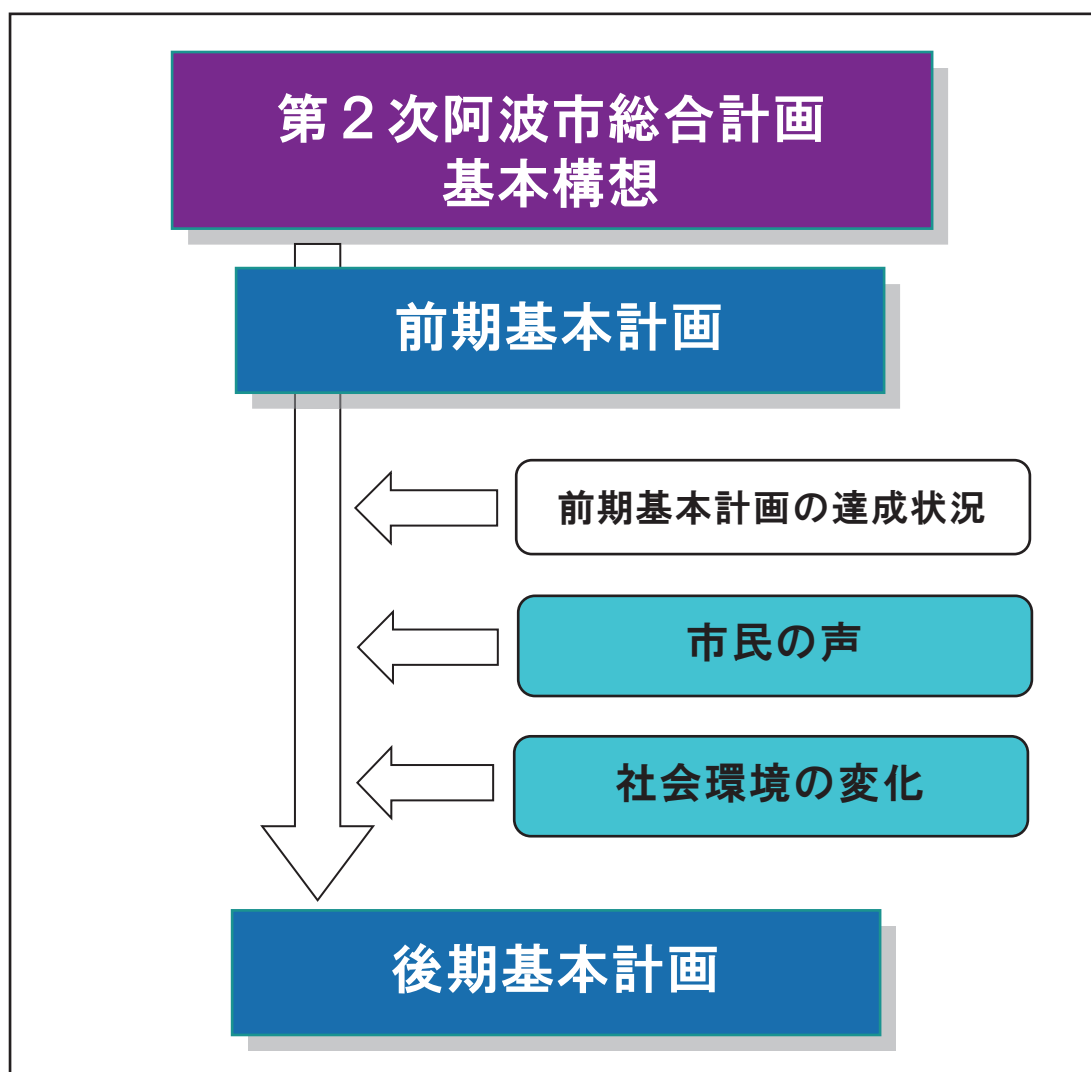
5. 計画の体系

計画の体系についても、基本構想に基づき、引き続き次のとおりとします（社会環境の変化を踏まえ、5-③「情報化の推進」を「情報化・デジタル化の推進」としました）。

政策目標	施策
1 やさしく健やかな阿波 （健康・福祉・子育て分野）	①保健・医療の充実 ②子育て支援の充実 ③高齢者支援の充実 ④障がい者支援の充実 ⑤地域福祉の充実 ⑥社会保障制度の適正運用
2 安全・安心・快適な阿波 （生活環境分野）	①消防・防災の充実 ②交通安全・防犯の充実 ③消費者対策の推進 ④環境保全の推進 ⑤ごみ処理等環境衛生の充実 ⑥水道・排水処理の充実 ⑦公園・緑地の充実
3 人が輝き合う阿波 （教育・文化分野）	①学校教育の充実 ②食育の充実 ③生涯学習の充実 ④スポーツの振興 ⑤文化芸術の振興 ⑥青少年の健全育成 ⑦国際化への対応
4 豊かで活力ある阿波 （産業分野）	①農業の振興 ②商工業の振興 ③観光の振興 ④雇用対策の推進
5 明日への基盤が整った阿波 （生活基盤分野）	①計画的な土地利用の推進 ②道路・公共交通の充実 ③情報化・デジタル化の推進 ④住宅施策の推進 ⑤定住・移住対策の推進
6 共に生き、共につくる阿波 （共生・協働・行財政分野）	①人権尊重社会の確立 ②男女共同参画社会の形成 ③コミュニティ活動の促進 ④協働のまちづくりの推進 ⑤計画的な行財政運営の推進

第3章 市民の声と社会環境の変化

後期基本計画の策定・推進にあたっては、基本構想に基づくこと、前期基本計画の達成状況を踏まえることはもちろんのこと、直近の市民の声や社会環境の変化を十分に勘案し、新たな視点を取り入れていく必要があります。



1. 反映すべき市民の声

本市では、本計画に市民の声を反映させるため、令和3年6月～7月に、市民と中学生を対象としたアンケート調査を行いました。その中から、代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

なお、本調査は、18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）と中学2年生254人（全員）を対象に実施したもので、市民の有効回収数は918、有効回収率は30.6%、中学生の有効回収数は246、有効回収率は96.9%となっています。

① 市への愛着度と今後の定住意向（市民・中学生）

■市への愛着度

【市 民】“愛着を感じている” 83.6%（前回：79.2%）

【中 学 生】“好きだ” 92.3%（前回：85.4%）

■今後の定住意向

【市 民】“住み続けたい” 85.8%（前回：83.3%）

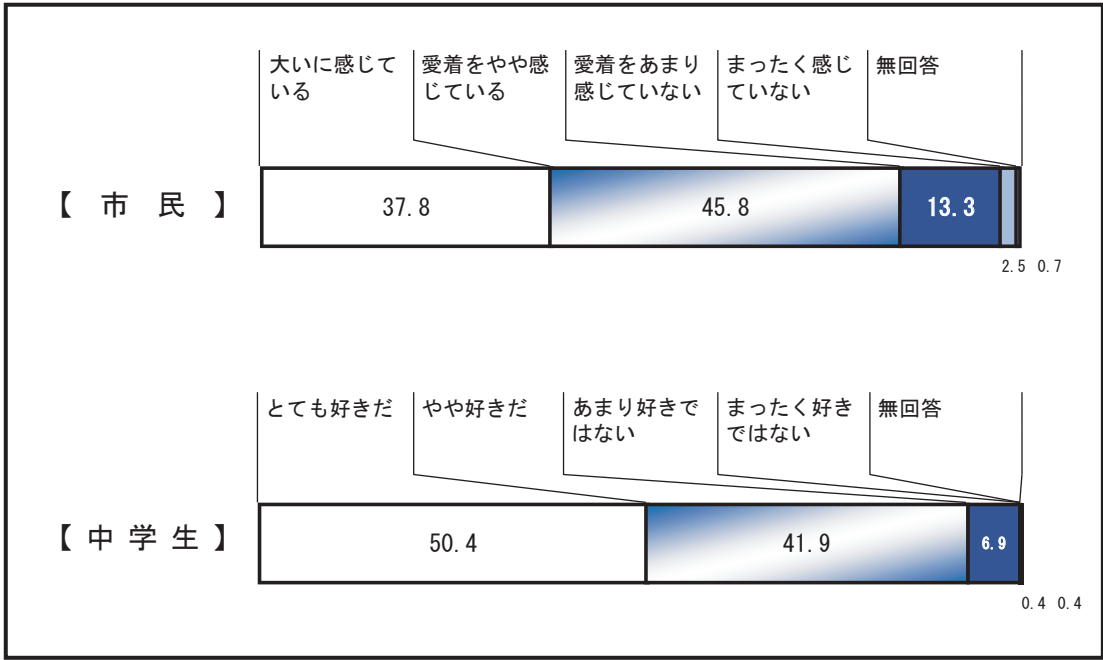
【中 学 生】“住み続けたい” 65.0%（前回：66.3%）

市への愛着度と今後の定住意向については、上記のとおりの結果となっており、愛着度は市民・中学生共にかなり高く、また、前回のアンケートよりも高まっています。

しかし、定住意向については中学生が目立って低く、「市のことは好きだが、住み続けたいとは思わない」という中学生が多いことがうかがえます。

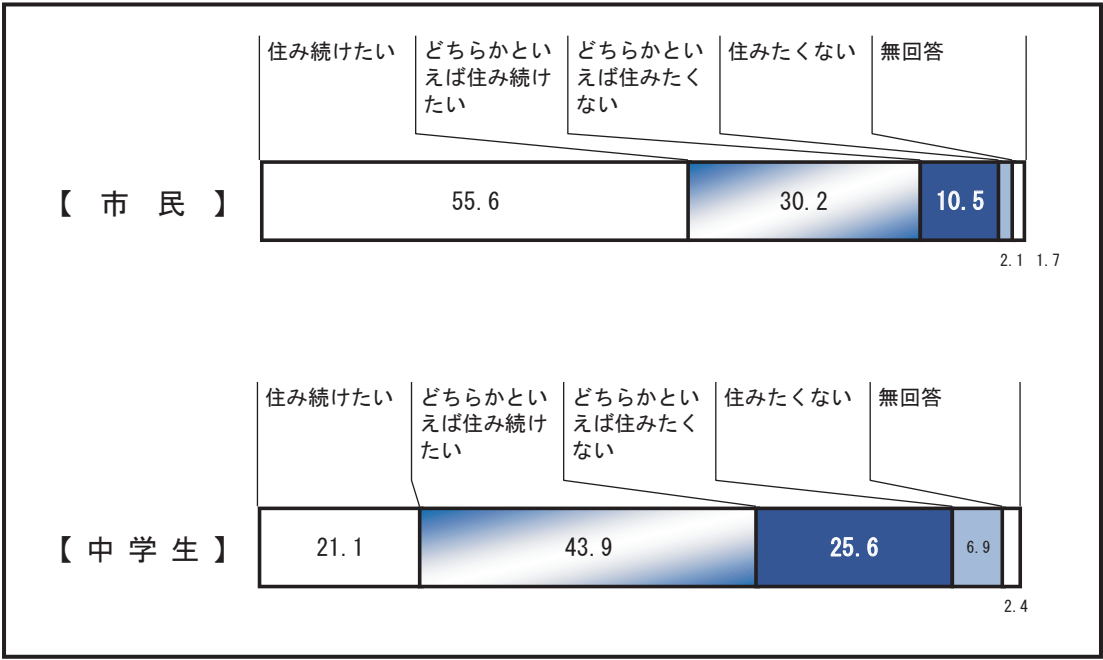
市への愛着度（市民・中学生）

（単位：％）



今後の定住意向（市民・中学生）

（単位：％）



② 市の各環境に関する満足度（市民）

■満足度が高い項目

- 第1位 消防・救急体制
- 第2位 水道の整備状況
- 第3位 子育て支援体制
- 第4位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第5位 学校教育環境

■満足度が低い項目

- 第1位 公共交通の状況
- 第2位 道路の整備状況
- 第3位 観光振興の状況
- 第4位 雇用・勤労者対策の状況
- 第5位 土地利用の状況

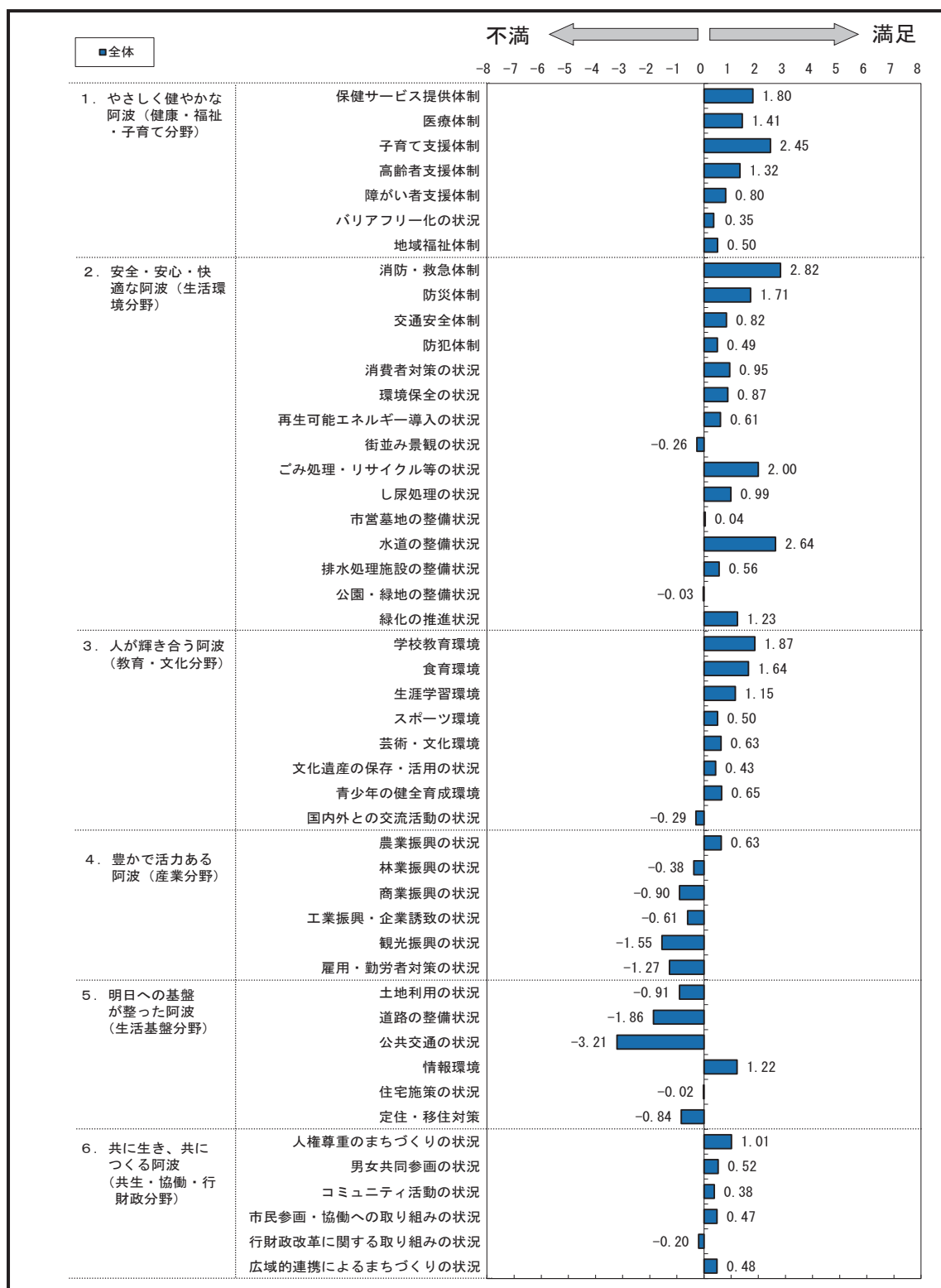
市の各環境に対する市民の満足度を把握するため、6 分野 48 項目を設定し、項目ごとに、「満足している」、「どちらかといえは満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえは不満である」、「不満である」の 5 段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のと通りの結果となっており、48 項目のうち、満足度がプラス評価の項目が 34 項目、マイナス評価の項目が 14 項目と、多くの項目がプラス評価で、全体的な市の評価は高く、また、「子育て支援体制」や「防災体制」、「消防・救急体制」をはじめ、前回のアンケートよりも全体的に評価が高まっています。

しかし、産業分野と生活基盤分野の満足度が低く、観光や商工業をはじめとする産業の振興、道路・公共交通をはじめとする市の基盤づくりに課題を残しているといえます。

市の各環境に関する満足度（市民）

（単位：評価点）



注）評価点は、「満足している」の回答者数×10点＋「どちらかといえば満足している」の回答者数×5点＋「どちらともいえない」の回答者数×0点＋「どちらかといえば不満である」の回答者数×－5点＋「不満である」の回答者数×－10点）÷（それぞれの回答者数の合計）により算出。

③ 市の各環境に関する重要度（市民）

■重要度が高い項目

- 第 1 位 医療体制
- 第 2 位 消防・救急体制
- 第 3 位 防災体制
- 第 4 位 道路の整備状況
- 第 5 位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第 6 位 高齢者支援体制
- 第 7 位 防犯体制
- 第 8 位 交通安全体制
- 第 9 位 学校教育環境
- 第 10 位 保健サービス提供体制

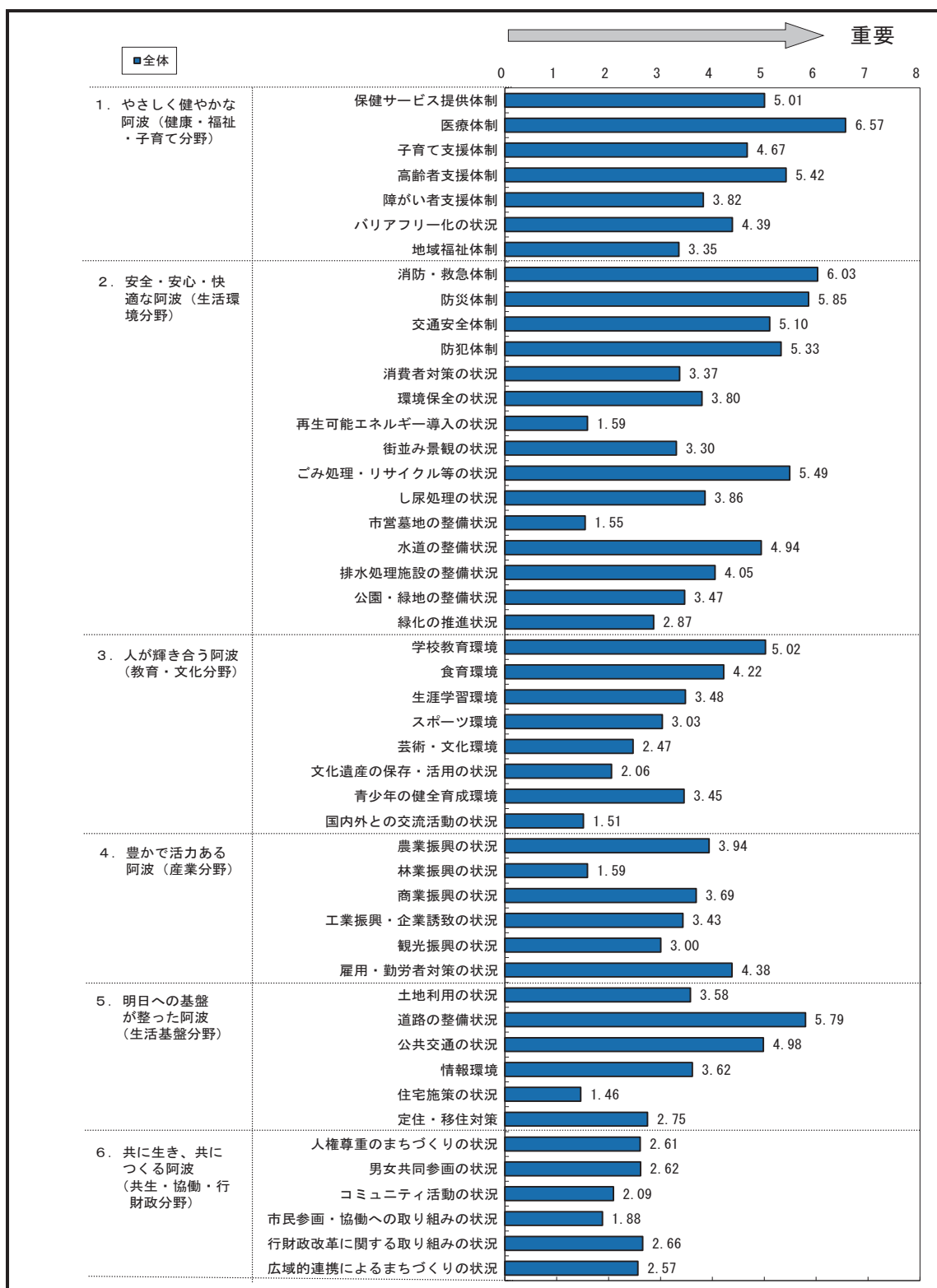
市の各環境に対する市民の重要度を把握するため、満足度と同じ6分野 48 項目について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のと通りの結果となっており、これら上位 10 項目をみると、生活環境分野の項目が5項目、健康・福祉・子育て分野の項目が3項目、教育・文化分野の項目が1項目、生活基盤分野の項目が1項目となっており、“安全・安心・快適な居住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”が重視されていることがうかがえます。

なお、前回のアンケートと比べると、これら上位 10 項目の内容はほぼ同様ですが、「消防・救急体制」や「防災体制」、「道路の整備状況」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「高齢者支援体制」の順位が上昇しており、これらを重視する人が増えていることがうかがえます。

市の各環境に関する重要度

(単位：評価点)



注) 評価点は、「重視している」の回答者数×10点+「やや重視している」の回答者数×5点+「どちらともいえない」の回答者数×0点+「あまり重視していない」の回答者数×-5点+「重視していない」の回答者数×-10点)÷(それぞれの回答者数の合計)により算出。

④ 今後のまちづくりの特色（市民・中学生）

■今後のまちづくりの特色

【市 民】

第1位 健康・福祉のまち

第2位 安全・安心のまち

第3位 子育て・教育のまち

【中学生】

第1位 環境保全のまち

第2位 安全・安心のまち

第3位 快適住環境のまち

今後のまちづくりの特色については、上記のとおりの結果となっており、市民については、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“犯罪や災害への備え”や“子育て・教育環境の充実”に関心が集まっていることがうかがえます。

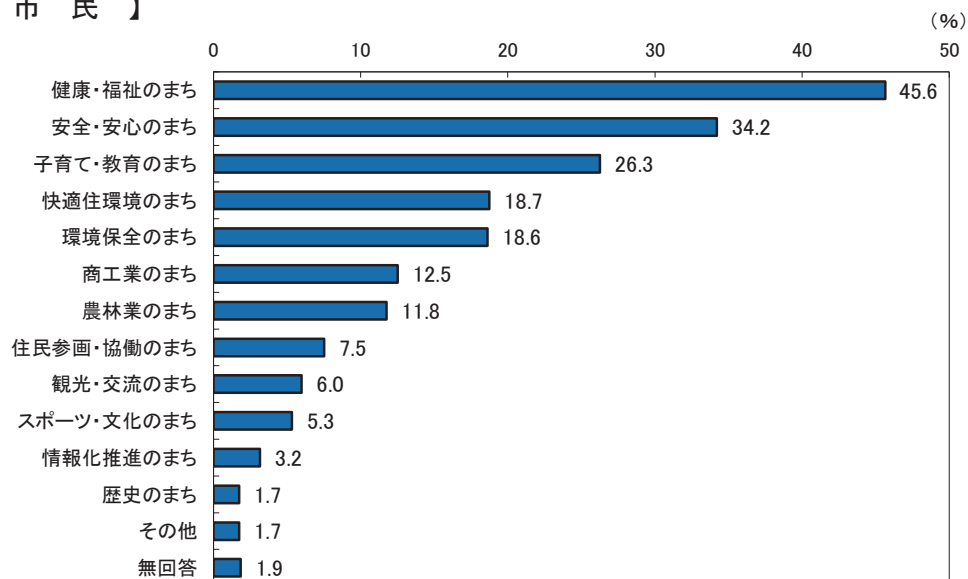
なお、前回のアンケートと比べると、上位3項目は同様で、これらが引き続き重視されていることがうかがえるほか、前回第7位の「快適住環境のまち」が第4位に順位を上げ、住環境を重視する市民も増えてきていることがうかがえます。

また、中学生については、市民と同じ選択肢（中学生がわかるようなやさしい表現で記載）でたずねましたが、“自然や環境の保全”や“犯罪や災害への備え”、“快適で安全・安心な住環境の整備”に関心が集まっており、この傾向は前回アンケートも同様ですが、特に市民で第5位の「環境保全のまち」が第1位で、環境保全を重視する中学生が多いことが特徴といえます。

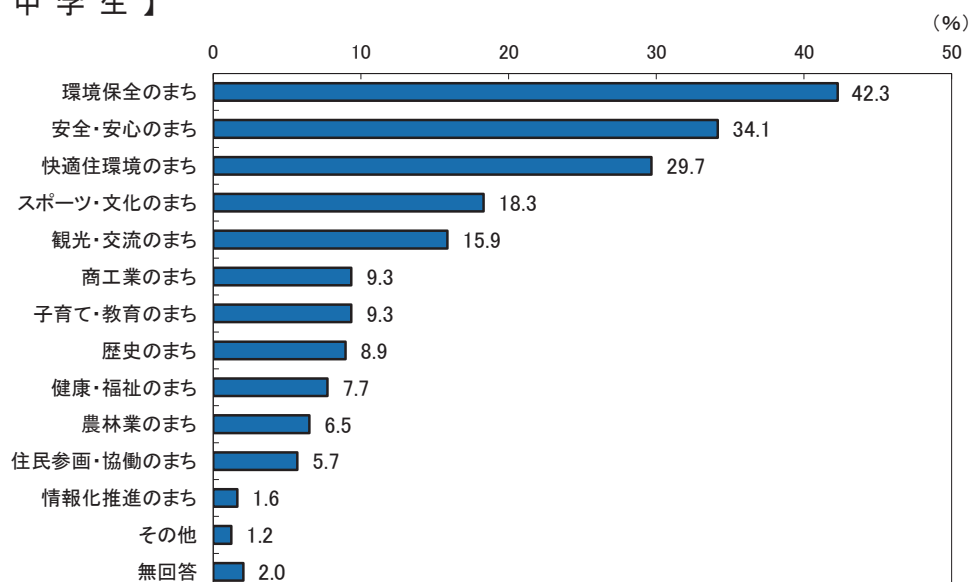
今後のまちづくりの特色（市民・中学生）

（単位：％）

【 市 民 】



【 中 学 生 】



2. 対応すべき社会環境の変化

近年、国や自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。これからのまちづくりにおいて対応すべき代表的な社会環境の変化は、次のとおりです。

1 急速に進む人口減少・高齢化、求められる地方創生

わが国では、少子化がさらに深刻化し、人口減少が急速に進んでいるほか、高齢化率も世界一の水準で推移し、超高齢社会を迎えています。このような中、地方創生^{※1}の取り組みの一層の強化や、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる社会づくりが求められています。

このため、本市においても、戦略的な人口減少対策や、誰もが活躍できる社会づくりを積極的に進めていく必要があります。

2 相次ぐ大規模災害、高まる安全・安心への意識

全国各地における大雨や地震などによる大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、凶悪犯罪や特殊詐欺による被害の増加などにより、人々の安全・安心への意識が一層高まってきています。

このため、本市においても、南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災体制の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていく必要があります。

^{※1} 人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

3 深刻化する地球温暖化、求められる脱炭素社会

地球温暖化の深刻化、自然の減少や大気汚染などの国・地域における環境問題の発生などを背景に、あらゆる主体が環境保全や資源・エネルギーの循環、そしてカーボンニュートラル^{※2}・脱炭素社会の実現に向けた行動を起こすことが求められています。

このため、本市においても、温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの導入をはじめ、各種の環境・エネルギー対策を積極的に進めていく必要があります。

4 厳しさを増す地方の産業と雇用情勢

新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化をはじめ、人口減少の進行による担い手不足や地域間競争の激化などに伴い、地方の産業・経済をめぐる情勢は厳しさを増し、地域全体の活力の低下や雇用の場の不足が大きな問題となっています。

このため、本市においても、こうした状況を十分に踏まえながら、地域特性を生かした農業や商工業、観光の振興、企業誘致に向けた取り組みを推進していく必要があります。

5 求められる特色ある教育政策の展開

わが国では、「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、社会の変化を見据えた教育政策のあり方を示した「第3期教育振興基本計画」を策定し、教育改革を進めつつあります。

このため、本市においても、こうした動きを踏まえ、また地域ならではの教育資源を生かしながら、特色ある教育政策を展開していく必要があります。

^{※2} 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

6 急速に進む情報化・デジタル化

様々な情報通信機器・サービスの普及により、情報通信環境はさらに向上し続けています。また、ロボットやAI^{※3}、IoT^{※4}などの技術革新が進展し、Society 5.0^{※5}といわれる新たな社会が到来しつつあるほか、自治体DX^{※6}も進められています。

このため、本市においても、未来への基盤づくりとして、こうした情報化・デジタル化に積極的に取り組んでいく必要があります。

7 重要性を増す支え合い共に生きる社会づくり

全国的に身近な地域で支え合う機能の低下やコミュニティの弱体化が懸念されていますが、少子高齢化が進む中、また大規模災害が相次いで発生する中で、地域でお互いに支え合い、共に生きていくことの重要性が再認識されてきています。

このため、本市においても、あらゆる分野において、人と人々が支え合う社会づくり、コミュニティの維持・活性化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

8 強く求められる地方の自立と住民の参画・協働

地方分権^{※7}・地方創生も新たな局面を迎え、これからの自治体には、自らの未来を自らが決め、自ら実行していくことが一層強く求められ、そのためには、住民等の協力が必要不可欠です。

このため、本市においても、行財政運営の一層の効率化を図り

※3 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※4 Internet of Things の略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※5 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※6 自治体デジタル・トランスフォーメーション。住民の利便性の向上や業務の効率化等に向けたデジタル技術の活用による行政サービスの改革。

※7 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方の関係や役割分担の改革。

ながら、市民や市民団体、民間企業等の多様な主体の参画・協働を一層促進し、将来にわたって自立・持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

9 求められるSDGsに基づく取り組み

平成 27 年の国連サミットにおいて採択されたSDGs（エス・ディー・ジーズ）※8に基づき、世界各国で貧困や飢餓をなくすことをはじめとする共通目標の達成に向けた取り組みが進められており、わが国においても、推進本部を設置し、積極的に取り組んでいます。

このため、本市においても、こうした動きを踏まえ、世界的な共通目標の達成に向けた活動に取り組んでいく必要があります。



※8 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

後期基本計画

序章 後期基本計画の重点テーマ

「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」という将来像を実現するためには、基本構想で定めた計画の体系に基づき、34の施策ごとの取り組みを総合的に推進していくことが必要ですが、ここでは、その中から、本市の「強み」を生かし、阿波市らしい特色あるまちづくりをさらに進める視点、本市の最重要課題である人口減少の克服に果敢に挑戦する視点に立ち、これからのまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む「重点テーマ」を定めました。

これらに関する具体的な取り組みについては、この後期基本計画の中に「取り組み方針」として重点的に盛り込むとともに、実施計画で具体的な事業化を進めていく中で、重点事業として抽出・設定し、積極的に推進していくこととします。

1

安全・安心のまちづくり

ー 防災体制など危機管理体制の強化と飲料水の確保 ー

本市は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、消防団や自主防災組織の育成、避難体制の充実、防災関連施設の整備をはじめ、災害に強いまちづくりを積極的に進めているとともに、市全体の防災力の強化に向けて整備した本庁舎及び交流防災拠点施設「アエルワ」が広域物資輸送拠点施設として指定されている、広域的な防災拠点のまちです。

また、市民生活に一日も欠かせない飲料水の安定供給に向け、給水区域の統合等を行い、安全で強靱な水道の構築を進めています。

これらの「強み」をさらに生かし、防災体制をはじめとする危機管理体制の一層の強化に向けた取り組みや、安全でおいしい飲料水の安定供給に向けた取り組みなどを重点的に進めます。



2

活力あふれるまちづくり

ー 産業振興、（仮称）阿波スマートインターチェンジと徳島自動車道の一体的な整備促進、定住・移住の促進 ー

本市は、多品目にわたる野菜をはじめ、高品質で新鮮な農畜産物を生産し、県内第1位の農業産出額を誇る、県下一の農業のまちです。

また、徳島自動車道が走り、土成インターチェンジが設置されているほか、スマートインターチェンジの設置や市内全線4車線化も予定されている、交通の要衝のまちです。

さらに、企業立地に関する支援内容を拡充し、前期基本計画期間中において6社が立地したほか、定住・移住対策にも力を入れ、移住希望者のニーズに応じた一貫したきめ細かなサポートを行っています。

これらの「強み」をさらに生かし、農業振興に向けた取り組みや、徳島自動車道の整備促進、地域経済の活性化、定住・移住の促進に向けた取り組みなどを重点的に進めます。



3

子育て応援のまちづくり

ー 子育て支援と子どもの教育環境の充実 ー

本市は、「子育てするなら阿波市」をキャッチフレーズに、保育料の軽減や18歳到達の年度末までの医療費の助成などの経済的支援をはじめ、幼保連携型認定こども園の開設、すべての小学校区への放課後児童クラブの設置など、市全体で子育てを応援する取り組みを積極的に行い、子育てしやすいまちとしての評価が高まっています。

また、学校教育においても、食育や英語活動などの特色ある教育活動の推進をはじめ、情報化・デジタル化に対応した教育機器のいち早い導入など、総合的な教育環境の充実に力を入れています。

これらの「強み」をさらに生かし、子育て支援の一層の充実に向けた取り組みや、「生き抜く力」と「郷土愛」を育む学校教育の推進、食育の推進に向けた取り組みなどを重点的に進めます。



第1章 やさしく健やかな阿波

1-1. 保健・医療の充実



現状と課題

糖尿病をはじめとする生活習慣病が増加する中、住民一人ひとりが健康の大切さを認識して生活習慣を見直し、生活習慣病の発症と重症化を予防することが大切です。

本市では、平成22年度に策定した健康増進計画・食育推進計画等に基づき、市民の生涯を通じた健康づくりに向けた保健事業を行うとともに、国民健康保険被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を行ってきました。

しかし、メタボリックシンドローム※⁹該当者の割合が県下でも高いほか、糖尿病有病者が増加傾向にあり、その予防対策が大きな課題となっています。市民全員の生活習慣病に対する知識を高め、早期発見、早期治療、重症化予防を促進するとともに、子どもの時からの健全な生活習慣づくりを進めていくことが必要です。また、安心して出産・子育てができる母子保健体制の充実や、こころの病の増加を踏まえた精神保健対策の推進を図る必要があります。

このような中、本市では令和2年度に、第2次健康増進計画・食育推進計画と第2次自殺対策計画を一体化した「いきいき健康阿波21」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、市民の健康意識の高揚と市民主体の健康づくり活動の促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

また、本市には、民間の医療機関が数多く立地し、恵まれた医療環境にあります。今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、市内外の医療機関との連携を一層強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

※⁹ 内臓脂肪症候群。

取り組み方針

1-1-1. 市民主体の健康づくり活動の促進

- ① 関連部門が一体となって、健康意識の啓発を行いながら、食事・栄養、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ・アルコールなど、各分野における市民の自主的な健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。
- ② ヘルスメイト^{※10}を中心とした、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動を促進します。

1-1-2. 母子保健の充実

妊娠・出産期から乳幼児期、思春期に至るまで、子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」を中心に、関係機関と一体となって、健康診査、相談、訪問指導などの充実に努めます。

1-1-3. 健康診査・保健指導等の充実

- ① 特定健康診査等実施計画に基づき、健康ポイント事業の活用など、受診率の向上に向けた取り組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導を実施します。
- ② 肺がんや大腸がんの検診については、特に受診率の向上に努め、早期発見し、早期治療につなげます。

1-1-4. 精神保健・感染症対策の推進

- ① 精神保健についての正しい知識の普及や、精神障がいのある人への訪問活動など、社会復帰・自立のための支援に努めます。
- ② ゲートキーパー^{※11}の養成や自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ③ 関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型コロナウイルス、インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ④ 予防接種に関する啓発や情報提供、接種機会の充実等により、予防接種率の向上に努めます。

1-1-5. 地域医療体制の充実

市民の医療ニーズに応えられるよう、市内外の医療機関との協力体制を一層強化し、救急医療をはじめとする地域医療体制の充実に努めます。

※10 食生活改善推進員。

※11 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

1－2．子育て支援の充実

現状と課題



わが国では、出生数の減少に歯止めがかからず、少子化がさらに深刻化しており、国をあげての抜本的な少子化対策が求められています。

本市では、急速に進む少子化に対応し、平成 26 年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、経済的支援をはじめ、各種の子育て支援サービスの充実や保育サービスの充実、認定こども園や放課後児童クラブの整備、さらには母子保健事業の充実や教育環境・生活環境の整備など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

令和元年度には、それまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

子育て支援の充実、少子化の歯止めや幸せな家庭生活の実現はもとより、市の魅力やイメージを向上させ、定住・移住の促進につながるものとして、本市のまちづくり・地方創生にとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、今後とも、「子育てするなら阿波市」のキャッチフレーズのもと、子ども・子育てを重視したまちづくりを本市の重点施策として推進する必要があります。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画等に基づき、適宜見直しを行いながら、「結婚～妊娠・出産～子育て～教育」に至る切れ目のない支援を市全体で行うという視点に立ち、関連部門、関係機関・団体が一体となって、子ども・子育て支援を総合的に推進していく必要があります。



「子育てするなら阿波市」
キャッチフレーズスタンプ
コンテスト最優秀賞

取り組み方針

1-2-1. 多様な子育て支援施策の推進

- ① 保育料の軽減やあわっ子はぐくみ医療費の助成をはじめとする経済的支援、子育てについての相談・情報提供等を行う子育て支援拠点事業など、子育て支援サービスの提供を引き続き図ります。
- ② 多様な保育ニーズに対応するため、質の高いサービスの提供に向けた民間活力の導入などにより、保育サービスの充実を図ります。
- ③ 子育てと仕事の両立が図れるよう環境整備を行い、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。
- ④ 子育てハンドブックや子育て支援アプリ「ぽかぽか」などを活用し、本市の子育て支援施策の情報発信に努めます。
- ⑤ 結婚を希望する市民に対し、「マリッサとくしま」と連携し、婚活など出会いの場の提供等を行います。

1-2-2. 子どもと母親の健康の確保・増進

母子の健康の確保・増進に向け、切れ目のない支援体制を整え、健康診査や相談・指導等を推進します。

1-2-3. 子育てを支援する生活環境の整備

子育てに配慮した安全・安心な道路環境の整備、公共施設の段差の解消や防犯灯の整備等を進めます。

1-2-4. 職業生活と家庭生活の両立の支援

働き方の見直しや、結婚後における就労の継続に関する意識啓発など、ワーク・ライフ・バランス※¹²の実現の視点から、子育てしやすい条件整備に努めます。特に、ファミリー・サポート・センター事業※¹³の充実を図ります。

1-2-5. 子どもの安全の確保

関係機関・団体との連携のもと、交通事故や災害・犯罪・いじめ等の被害から子どもを守るための活動等を推進します。

1-2-6. 要保護児童等への対応の推進

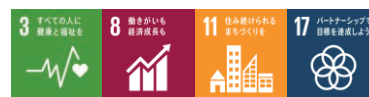
児童虐待防止対策の充実や特別な支援を必要とする子どもの支援、ひとり親家庭等の自立支援など、保護や援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細やかな取り組みを推進します。特に、子ども家庭総合支援拠点※¹⁴の設置について検討していきます。

※¹² 仕事と生活の調和。

※¹³ 子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員登録して相互援助を行う組織を運営する事業。

※¹⁴ 子どもとその家庭、妊産婦などを対象に、相談対応、調査、継続的支援などを行う拠点。

1－3．高齢者支援の充実



現状と課題

わが国では、高齢化が急速に進む中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、地域包括ケアシステム※¹⁵の充実に向けた取り組みを進めています。

本市ではこれまで、7期にわたる介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定のもと、介護保険事業の適正運営をはじめ、生活支援のための福祉サービスの提供、健康づくりや生きがいづくり・社会参加の促進に向けた取り組みなど、各種の高齢者支援施策を推進してきました。近年では、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」も新たに開始しています。

しかし、団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を目前に控え、本市の高齢化はさらに進むことが見込まれます。これに伴い、支援・介護を必要とする高齢者や認知症高齢者、独居高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、支援・介護ニーズの増大が予想され、市全体として、健康寿命の延伸を図りながら、高齢者支援の充実を図っていくことが重要となっています。

このような中、本市では令和2年度に、それまでの取り組みの成果と課題、国の制度改正等を踏まえ、第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、すべての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を目指し、高齢者介護・保健福祉施策全般の一層の充実を図っていく必要があります。

取り組み方針

1－3－1．健康づくり・介護予防の推進

- ① 高齢者の疾病予防に向け、がん検診や特定健康診査などの保健事業を推進するとともに、フレイル※¹⁶等の多様な課題に対応した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を推進します。

※¹⁵ 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

※¹⁶ 加齢によって心身が衰え、活動量が全体的に低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

- ② 一般介護予防事業として、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業などを実施することにより、介護予防を推進していきます。
- ③ 要支援者や要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業を実施することにより、要介護状態になることを予防していきます。

1-3-2. 高齢者サービス提供体制の充実

- ① 制度やサービス内容の周知、認定調査体制の充実、介護サービスの適正な提供や質の向上に向けた事業者への指導の推進、介護給付の適正化に関する取り組みの推進など、総合的な推進体制の強化を図ります。
- ② 地域包括支援センターを中心に、地域住民や行政機関、介護・医療など様々な関係機関との切れ目のない支援体制づくりに努めることにより、総合相談事業や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実、在宅医療や介護・認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化を図ります。
- ③ 各種事業の評価・分析、国の制度改正や医療介護総合確保推進法の方針、医療計画等を踏まえ、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の見直しを図ります。

1-3-3. 生きがいづくり・社会参加の促進

- ① 高齢者の学習・文化・趣味・レクリエーション・ボランティア活動等の機会の拡充に努めるとともに、老人クラブや小地域交流サロン、高齢者グループの活動支援を行います。
- ② シルバー人材センターの活動支援及び有効活用を図ります。

1-3-4. 安心な生活の確保

- ① 高齢者の在宅生活を支援するため、緊急通報装置の設置や日常生活用具の給付等の福祉サービス、養護老人ホームや生活支援ハウスへの入所支援などの施設福祉サービス、家族介護者に対する支援サービス等の提供を図ります。
- ② 認知症高齢者の増加を見据え、地域住民の認知症に対する知識や理解を深めるとともに、認知症サポーター※¹⁷の養成・活用を行い、地域全体で認知症高齢者や家族を支える見守りネットワークの構築を図ります。また、様々な関係機関と連携した認知症の予防や早期対応、重度化の防止に向けた取り組みなど、認知症施策を総合的に推進します。

※¹⁷ 認知症の人や家族を見守る支援者。

1-4. 障がい者支援の充実

現状と課題



障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人権と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる社会づくりが求められています。

本市では、障害者基本法や障害者総合支援法をはじめとする障がい者関連法制度の動向を踏まえ、平成29年度に障がい者計画（第3次）・障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）を策定し、障がい者の自立と社会参加に向けた各種施策を推進してきました。

また、障がい者関連施設として、指定障害福祉サービス事業所、障がい児施設、指定相談支援事業所が設置されているほか、広域的な地域活動支援センターが整備されており、これらと連携しながら障がい者支援の推進に努めてきました。近年では、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活支援拠点等事業※¹⁸も新たに開始し機能の充実を図っています。

しかし、障がい者数は増加傾向にあり、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進んでおり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本市では令和2年度に、それまで進めてきた各種施策・事業を点検・評価し、障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、ノーマライゼーション※¹⁹の理念の一層の浸透や障がい福祉サービスの充実をはじめ、障がい者の自立支援を重視した各種施策・事業を総合的に推進していく必要があります。

取り組み方針

1-4-1. 障がい者サービス提供体制の充実

- ① 制度やサービス内容の周知、相談支援体制の充実、サービスの質の向上に向けた事業者との連携の推進など、総合的な推進体制の強化を図ります。
- ② 各種事業の評価・分析、国の制度改正等を踏まえ、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しを行います。

※¹⁸ 障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域で安心して暮らせるよう居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて提供できる体制を構築するもの。

※¹⁹ 誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

1-4-2. 啓発・交流活動等の推進

ノーマライゼーションの理念の一層の浸透に向け、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進、障がい者団体の活動支援に努めます。

1-4-3. 生活支援の充実

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護、生活介護をはじめ、居宅での生活を支援する訪問系サービスや日中の活動を支援する日中活動系サービス等の各種サービスの提供体制の充実を進めます。
- ② 地域移行支援や地域定着支援に係るサービス提供の充実を図ります。
- ③ 障がい者の経済的負担を軽減するため、各種手当の支給や助成等を行います。
- ④ 障がい者やその家族が気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図るとともに、虐待防止や権利擁護に関する施策を推進します。
- ⑤ 障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習の機会の拡充やスポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

1-4-4. 生活環境の整備

- ① 共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援などの居住系サービスの提供体制の充実を図ります。
- ② 高齢者や障がい者等が安心して生活ができるよう、バリアフリー、ユニバーサル・デザイン※20のまちづくりを推進します。

1-4-5. 教育・育成の充実

障がい児通所支援・特別支援教育の充実に努めるとともに、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

1-4-6. 雇用・就業の支援

就労移行支援や就労継続支援などの就労に関する訓練サービスの提供体制の充実を進めるほか、農福連携の取り組みの推進、事業所等に対する啓発の推進や公的機関における雇用の拡大、市内の障がい者関連施設との連携による福祉的就労機会の拡充に努めます。

1-4-7. 保健・医療の充実

関係機関との連携のもと、障がいの予防、早期発見、早期治療・療育、機能訓練の充実、医療費の助成等に努めます。

1-4-8. 情報・コミュニケーションの支援

聴覚障がい者や視覚障がい者に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援の充実を進めるとともに、「声の広報」の推進やホームページの充実等に努めます。

1-4-9. 地域生活支援事業の推進

相談支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援等については、広域的連携のもと、地域生活支援事業として推進します。

※20 すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン。

1－5．地域福祉の充実



現状と課題

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化等に伴い、全国的に家庭の介護力や地域で支え合う機能の低下が進んでいます。このような中、ますます多様化する福祉ニーズや生活課題に対応していくためには、行政主体の取り組みだけではなく、地域住民や団体等が自主的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「我が事・丸ごとの地域共生社会^{※21}」の実現を目指すことが必要です。

本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障がい者等に対する多様なサービス・事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と各種福祉団体、ボランティア団体等が連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。

また、こうした活動を促進するため、本市ではこれまで、2次にわたる地域福祉計画を策定し、地域福祉活動の担い手の育成や活動の支援をはじめ、各種の取り組みを推進してきました。近年では、地域における「ちょっとした困りごと」を支援し合うための生活支援ボランティア事業「ちょこっとサポート」が開始されています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化のさらなる進行、援助を必要とする高齢者や障がい者等の増加により、福祉ニーズや生活課題はますます増大・多様化することが見込まれます。特に、高齢者等の安否確認や生活支援の重要性が一層高まることが予想され、地域福祉体制の強化が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では令和3年度に、これまで取り組みの成果と課題を踏まえ、第3次地域福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、市民やボランティア団体など、より多くの主体の福祉活動への参画と協働の促進に取り組み、市民と行政とが一体となった地域福祉体制をつくり上げ、地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

※21 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。

取り組み方針

1-5-1. サービスを利用しやすい環境づくり

市民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の整備、利用者の権利擁護のための施策の充実に努めます。

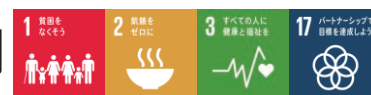
1-5-2. 地域福祉を支える多様な担い手の育成

- ① 地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進するとともに、各種福祉団体やボランティア団体等の活動支援に努めます。
- ② 社会福祉協議会等との連携のもと、広報・啓発活動や福祉教育の推進等を通じ、市民の福祉意識の高揚と福祉活動への参画促進、ボランティアの育成・確保に努めます。

1-5-3 地域で支え合うネットワークづくり

- ① 高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、これまでの民生委員・児童委員や老人クラブ、事業所等による見守り・訪問活動を充実させ、関係機関・団体が一体となった身近な地域における福祉ネットワークの形成を図ります。
- ② 生活支援や介護予防サービスの充実を図り、地域全体で多様なサービスを提供していくため、生活支援体制整備事業を実施するとともに、地域における「ちょっとした困りごと」を支援し合うため、生活支援ボランティア事業「ちょこっとサポート」の充実及び利用促進に努めます。

1－6．社会保障制度の適正運用



現状と課題

生活保護制度は、生活困窮者に対し、最低限の生活を保障し、自立を助長する制度です。また、平成 27 年度から、生活保護に至る前の自立支援策として、生活困窮者自立支援制度が始まっています。

本市では、生活保護の被保護世帯数・被保護人数は、横ばい傾向にあります。しかし、被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進んでいるため、今後とも関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を進めていく必要があります。

また、国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

近年、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費は増加し続けており、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

平成 30 年度から、財政運営が広域化（都道府県単位化）されましたが、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため、今後とも、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進する必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠なものです。

全国的に少子高齢化に伴う年金支給の確保に係る財源の確保が大きな課題となっていますが、高齢者の生活の支えであるとともに、若い世代にとっても老後の生活を保障する重要な制度であることから、今後とも国民年金制度についての正しい理解の浸透に努める必要があります。

取り組み方針

1－6－1．低所得者福祉の推進

関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、実態を的確に把握しながら、相談・指導等に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の適正運用、資金制度の活用に努めます。

1－6－2．国民健康保険事業の健全化

- ① 医療費の抑制に向け、関連部門が一体となった保健事業の推進はもとより、レセプト^{※22}点検調査の充実や広報・啓発活動の推進等による適正受診の促進、ジェネリック医薬品^{※23}の利用促進に努めます。
- ② 国民健康保険税の収納率の向上を図るため、滞納者に対する納付相談・指導体制の充実を図ります。

1－6－3．国民年金制度の啓発

国民年金制度にかかわる正しい知識の浸透に向け、日本年金機構との連携のもと、広報・啓発活動等を推進します。

※22 診療報酬明細書。

※23 新薬の特許期間終了後に発売される医薬品。同等の成分・効き目で比較的安価である。

第2章 安全・安心・快適な阿波

2-1. 消防・防災の充実



現状と課題

近年、火災発生件数は全国的に減少傾向にありますが、死者数に占める高齢者の割合が特に高く、その対策が課題となっています。

本市の消防体制は、徳島中央広域連合による広域的な常備消防と、阿波市消防団による非常備消防とで構成され、互いに連携しながら地域消防・防災に努めています。

しかし、高齢化の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、火災発生要因は複雑かつ多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても近年増加の一途をたどっています。

また、消防団においては、市職員で構成する救援機動隊の発足とハイパー消防団制度を構築し、技能の向上や消防施設、資機材などの整備充実を図り、県下でも高い評価を受けていますが、団員の高齢化により、団員数の確保が難しい傾向にあります。

一方、防災面については、近年の災害は複雑・多様化し、被害が広範囲に及ぶことが多くなっています。特に、台風の大型化や線状降水帯の発生などにより西日本を中心に頻発している大雨災害は、甚大な被害をもたらしており、これらを踏まえた防災・減災体制の一層の強化が求められています。

本市においては、こうした大雨災害などに加え、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、これらに備える体制づくりが急務となっています。

今後は、こうした状況を踏まえ、地域防災計画等の指針の見直しを行いながら、市及び防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災・減災体制を確立していく必要があります。

また、広域物資輸送拠点施設に指定されている交流防災拠点施設「アエルワ」や隣接する市本庁舎、学校給食センター、さらにはヘリポートや設置に向けて事業が進められているスマートインターチェンジなど、陸・空の輸送体制、そして県中央部という立地を生かし、県下全域の後方支援も視野に入れた防災体制の充実を図っていく必要があります。

取り組み方針

2-1-1. 消防団の充実

広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する市民や市内の事業所の理解と協力を求めながら、団員の確保に努めるとともに、変化する災害実態に対応できる技能と装備を持った消防団として、体制の充実を図ります。

2-1-2. 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の資質向上や装備の充実を進め、常備消防・救急体制の充実を図ります。

2-1-3. 消防施設の計画的更新

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消防詰所や消防車両、防火水槽・消火栓等の消防水利をはじめとする各種消防施設の計画的更新を図ります。

2-1-4. 総合的な防災・減災体制の確立

近年の大規模災害等を踏まえ、地域防災計画や防災関連マニュアル、マップ等を適宜見直ししながら、市及び防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災・減災体制の確立を進めます。特に、避難行動要支援者の避難支援体制の一層の充実を図るとともに、避難路の確保や感染症対策に配慮した避難所の充実、各種資機材の備蓄を図ります。

2-1-5. 自主防災組織の育成

広報・啓発活動の推進や防火・防災訓練の実施を通じて、地域防災の要となる自主防災組織の育成及び活動支援を行うとともに、地域間の連携を図るため、自主防災組織連合会の設立を促進します。

2-1-6. 治山・治水対策の促進

災害の未然防止に向け、危険箇所の把握を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の浚渫や改修、排水路・排水機場の整備、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

2－2．交通安全・防犯の充実



現状と課題

近年、交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、死傷者数に占める高齢者の割合が高く、これらを踏まえた安全対策の強化が求められています。

本市では、交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備に努めています。

今後とも、市外からの通行者も含め、すべての人が本市内で交通事故を起こさない・あわない環境づくりに向け、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化が必要です。

また、近年、犯罪の認知件数は全国的に減少傾向にありますが、犯罪の凶悪化、低年齢化が進むとともに、子どもや高齢者をねらった犯罪も後を絶たず、犯罪からの安全性の確保が強く求められています。

本市では、警察や関係機関・団体との連携のもと、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めていますが、本市においても、子どもや女性、高齢者をねらった犯罪が増加傾向にあり、今後一層、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

取り組み方針

2-2-1. 交通安全意識の高揚

市民の交通安全意識の一層の高揚に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。

2-2-2. 交通安全施設の整備充実

市道について、利用者数や交通安全施設の有無による危険度合い等を調査・検討し、必要度の高い箇所から、交通安全施設を順次整備していくとともに、国・県道についても、交通安全施設の整備充実を要請していきます。

2-2-3. 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進

- ① 市民の防犯意識の一層の高揚に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や防犯にかかわる行事等を推進します。
- ② 地域の安全を守る会等の組織の充実のもと、地域一体となって通学路の安全対策の強化を進めます。

2-2-4. 防犯環境の整備

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、防犯灯の新設及びLED^{※24}化を進めます。

※24 発光ダイオード。エネルギー効率に優れ、低消費電力、高速応答などの特徴を持つ。

2－3．消費者対策の推進



現状と課題

近年、高齢化の進行や情報通信機器・サービスの普及、消費生活におけるグローバル化※²⁵の進展などを背景に、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきており、これに伴い、消費者トラブルの内容も複雑・多様化してきています。中でも、高齢者・障がい者などを狙った特殊詐欺や悪質商法による被害は後を絶たず、消費者対策の充実・強化が求められています。

本市では、平成 29 年度に消費生活センターを市役所内に開設し、県消費者情報センターなどの関係機関との連携のもと、消費者からの相談対応等を行い、消費者対策に努めています。また、広報紙やCATV、チラシ等を通じた消費者への啓発や情報提供を図るとともに、消費者協会の活動支援を行っています。

しかし、本市においても消費者トラブルが増加傾向にあり、その内容も複雑・多様化してきているため、今後とも関係機関と連携し、相談の充実に努めるとともに、トラブルの未然防止や消費生活の質的向上に向けた消費者教育・啓発や情報提供等を図っていく必要があります。

※²⁵ 地球規模化。地球規模で様々な物や情報などがやりとりされること。

取り組み方針

2－3－1．消費者教育・啓発の推進

自立する消費者の育成と消費生活の質的向上を図るため、広報紙やCATV、パンフレット、チラシ等を活用し、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を図ります。また、協働による消費者啓発キャンペーンや研修会等を通じ、消費者協会の活動を支援します。

2－3－2．相談体制の充実・強化

消費者トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費者情報センターなどの関係機関との連携のもと、消費生活センターにおける相談体制の充実・強化に努めます。

2-4. 環境保全の推進

現状と課題



地球温暖化がさらに深刻化し、気温上昇や気候変動等を引き起こし、人々の生活をはじめ、動植物の生態系、農業生産などにも影響を及ぼしているほか、国や地域においても、水質汚濁や大気汚染をはじめとする様々な環境問題が発生しています。

このような中、地球全体、国、地域、そして住民一人ひとりが環境保全に向けた具体的行動を起こすことが求められています。

わが国においても、平成30年度に策定された第五次環境基本計画に基づいた取り組みが行われているほか、令和2年度には、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

本市ではこれまで、自然環境・景観の保全や地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギーの導入をはじめ、様々な環境問題への対応を市民との協働のもとに推進してきました。

再生可能エネルギーの導入においては、県下有数の太陽光発電施設設置数となるなど、着実に成果を上げてきました。

また、平成29年度には、全市的な環境保全の指針となる環境基本計画を策定し、持続可能な阿波市の実現に向けた各種の取り組みを進めています。

一方、森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、快適環境の形成など、多面的な機能を持ち、人々の生活と密接に結びついています。

本市には、北部一帯に森林が広がっていますが、生産手段としての活用はほとんど行われていません。

森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正管理の促進や保全・育成等に努める必要があります。

今後とも、水と緑の豊かな自然が息づくまちとしての特性をさらに生かし、ずっと住みたくなる、移り住みたくなる特色ある美しいまちの形成を進めるため、環境保全を重視した持続可能なまちづくりを計画的に進めていく必要があります。

取り組み方針

2-4-1. 自然環境・景観の保全

自然環境・景観の保全に留意した適正な土地利用を誘導するとともに、公共工事にあたっては、自然との共生や景観の維持に配慮した資材や工法の導入、リサイクル製品の積極的利用等による資源の有効活用に努めます。

2-4-2. 公害等環境問題への適切な対応

関係機関やボランティアとの連携のもと、環境パトロールを行い、野焼きをはじめとする公害等環境問題の未然防止及び適切な対応に努めます。

2-4-3. 地球温暖化対策の推進

カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指し、地球温暖化対策実行計画に基づき、また適宜見直しを行いながら、行政自らが率先して温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めるとともに、家庭や事業所における対策の啓発及び実践活動の促進に努めます。

2-4-4. 再生可能エネルギー導入への取り組みの推進

住宅用太陽光発電システムの導入支援や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入など、再生可能エネルギーの導入に関する取り組みを推進します。

2-4-5. 環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進

- ① 市民の環境保全意識の高揚に向け、環境教育や広報・啓発活動を積極的に推進するとともに、環境美化運動をはじめ、水質浄化運動や省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバッグ運動^{※26}、グリーン購入運動^{※27}など、市民や事業者の自主的な環境保全活動を促進します。
- ② 実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアなどの育成に努めます。

2-4-6. 森林の適正管理の促進と保全・活用

- ① 森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林環境譲与税を活用しながら、森林組合を中心とした適正な森林管理・整備を促進します。
- ② 森林や里山の重要性についての啓発を行いながら、市民や民間企業等との協働による森林・里山の保全・育成に努めるほか、自然体験や木工体験など、森林空間の有効活用に努めます。

※26 買物袋を持参する運動。

※27 環境にやさしい製品を購入する運動。

2-5. ごみ処理等環境衛生の充実

現状と課題



環境保全や資源・エネルギーの循環に関する取り組みがますます重要性を増す中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本市ではこれまで、広報紙の活用やごみ収集カレンダーの作成・配布をはじめ、ビン・カン・ペットボトル・新聞・雑誌などの分別収集や電気式生ごみ処理機購入等への助成を通じ、ごみ分別の徹底やごみの減量化、4 R運動※²⁸の促進に努めるとともに、不法投棄対策も進めてきました。

しかし、ごみの排出量は依然として減少せず、質的にもますます多様化しており、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、収集・運搬体制の充実や不法投棄対策の強化が課題となっています。

このため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、収集・運搬体制や広域的なごみ処理・リサイクル体制の維持に努めるとともに、市民の協力のもと、ごみの減量化や4 R運動、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

また、中央広域環境施設組合において広域的に設置・運営している現在のごみ処理施設の稼働期限が令和7（2025）年7月末となっており、新たなごみ処理施設の整備が必要となっています。

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者によって収集・運搬され、阿北環境整備組合において広域的に処理しています。

今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

※²⁸ リフューズ（ごみとなるものの拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

取り組み方針

2-5-1. ごみ収集・処理体制の充実

- ① 広域的連携のもと、中央広域環境施設組合による適正な処理・処分、リサイクル等を推進するとともに、ごみ処理施設の稼働期限を踏まえ、環境にやさしい新ごみ処理施設の整備を進め、新たなごみ処理体制への円滑な移行を図ります。
- ② 環境負荷の軽減と効率性に配慮した収集体制の充実に努めます。
- ③ 広報紙やごみ収集カレンダーの活用、ごみ分別アプリの利用促進などにより、市民のごみ分別の一層の徹底を促進します。

2-5-2. 4R運動の促進

ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換に向け、広報・啓発活動の推進、分別収集の促進や電気式生ごみ処理機購入への補助、コンポストの無料配布等を通じ、市民や事業者の自主的な4R運動を促進します。

2-5-3. ごみの不法投棄対策の推進

市民の環境保全意識の高揚に向け、環境教育や広報・啓発活動を推進するとともに、市民や市民団体との協働のもと、不法投棄の監視・指導体制の強化や適正処理対策に努めます。

2-5-4. し尿及び浄化槽汚泥処理体制の維持・充実

広域的連携のもと、阿北環境整備組合によるし尿及び浄化槽汚泥の処理体制の維持・充実に努めます。

2-5-5. 市営墓地の適正管理

多様化する市民ニーズを踏まえ、市営墓地の整備充実と適正管理に努めます。

2-6. 水道・排水処理の充実



現状と課題

水道は、人々が生活していく上で一日も欠かせない重要なライフラインです。

本市ではこれまで、平成21年度に策定した水道ビジョンに基づき、給水区域の統合や施設の削減による簡素化、重要管路の更新などに取り組み、安全・低廉な水の安定供給を図ってきました。

しかし、人口減少に伴う給水人口の減少などにより給水収益が減少する一方で、昭和40年代前後に整備された水道施設の多くが更新の時期を迎え、また南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、施設整備や耐震化にかかる経費の増大が見込まれており、より一層効率的な事業運営が求められています。

このような中、本市では令和元年度に、水道事業の中長期的な将来構想を示した水道事業ビジョンを策定し、各種施策を推進しています。

今後とも、このビジョンに基づき、市民に信頼され、満足してもらえる、より安全で強靱な水道の実現に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

また、生活排水対策は、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止や美しく快適な居住環境の確保、さらには循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っています。

本市では、吉野町の一部地域で農業集落排水施設が整備されているほか、浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の処理を進めています。

生活排水対策は、豊かな自然環境の保全や美しく快適な環境づくりに欠かせない事業であることから、令和3年度に見直した汚水処理構想や同年度に策定した農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的、効率的に事業を推進していく必要があります。

取り組み方針

2-6-1. 安全な水道の確保

安全でおいしい水を供給するため、水質の検査・監視の充実等により水質管理体制の強化を図るとともに、水道料金の適正化に努めます。

2-6-2. 強靱な水道の構築

強靱な水道の構築に向け、水道施設の耐震化をはじめ、給水区域の統合や施設の削減等による水道施設更新の効率化、応急給水拠点の整備等による安定給水の確保、危機管理マニュアルの見直しによる危機管理体制の整備等を図るほか、環境への負荷を減らすため、CO₂排出量の低減に向けた取り組みを進めます。

2-6-3. 水道サービスの持続

市民に満足してもらえる安定的な水道サービスの持続に向け、有効率の向上や未納料金対策の推進による経営基盤の強化、定期的な監視による水源の保全に努めるとともに、利便性の向上や情報公開・共有に向けた取り組みを進めます。

2-6-4. 生活排水対策の計画的推進

污水处理構想に基づき、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業など、各地域の条件に応じた事業を計画的、効率的に推進します。

2-6-5. 污水处理施設の適正管理

農業集落排水施設最適整備構想に基づき、老朽化が進む農業集落排水施設の適正な管理・運営、長寿命化を図るとともに、関係機関との連携のもと、合併処理浄化槽の適正な維持管理についての広報・啓発活動を推進します。

2-7. 公園・緑地の充実



現状と課題

公園・緑地は、緑豊かで快適な住環境の形成に大きな役割を果たしているほか、スポーツ・レクリエーションの場、健康づくり・交流・いこいの場、子どもの遊び場、さらに災害時の避難場所となる重要な施設ですが、全国的に老朽化した遊具等の利用による事故が発生し、安全対策の強化が求められています。

本市は、讃岐山脈を背に、吉野川をのぞむ、緑輝く森林とうるおいあふれる水辺空間に包まれた豊かな自然を誇るまちであるとともに、「土柱高越県立自然公園」や「金清自然公園」、「奥宮川内谷県立自然公園」などを有し、自然の緑や水に親しめる場は数多くあります。

しかし、市民の生活に身近なスポーツ・レクリエーションの場、健康づくり・交流・いこいの場、子どもの遊び場としての公園の整備状況は十分とはいえない状況にあります。また、既存公園施設・設備の老朽化への対応や、管理体制の充実なども課題となっています。

このため、身近な公園の整備に努めるとともに、既存公園の施設・設備の整備充実、市民や市民団体による管理の促進、さらには市一体となった緑化、花づくりを推進し、水と緑に包まれた快適でうるおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

取り組み方針

2-7-1. 公園・緑地の整備

- ① 市民の身近なスポーツ・レクリエーションの場、健康づくり・交流・いこいの場、子どもの遊び場を確保するため、身近な公園の整備を検討します。
- ② 安全性の確保と利用率の向上に向け、老朽化した既存公園施設・設備の点検を定期的に行い、適正管理を図ります。

2-7-2. 公園・緑地の管理体制の充実

地域住民や市民団体等による公園・緑地の維持管理活動を促進します。

2-7-3. 花とみどりのまちづくりの推進

花とみどりのまちづくりをさらに進めるため、公共施設の緑化を図るとともに、市民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進します。

第3章 人が輝き合う阿波

3-1. 学校教育の充実



現状と課題

近年、社会環境の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化し、教育課題も山積しています。このため、これまでの取り組みの成果や課題を検証しながら、学校・家庭・地域がそれぞれの責任や役割を明確にして連携し、未来を担う人材を育成する教育施策を推進していくことが求められています。

本市ではこれまで、学校・家庭・地域が一体となり、豊かな学びの環境を充実し、子どもたちが伸び伸びと育ち、未来を切り拓く力を身につける教育活動を進めてきました。特に、学校教育においては、幼児教育の充実に努めてきたほか、小・中学校では、知育・徳育・体育・食育を重視した人間力の向上を図るための教育活動を実施してきました。

また、学校施設の大規模改修を進めるとともに、子どもたちの安全・安心を確保する対策や、国のGIGAスクール構想※29に基づく1人1台の端末の整備など教育機器の導入を進め、積極的な教育環境の整備に努めてきました。

これらの取り組みについては一定の成果は得られたものの、さらに切れ目のない子育て支援の推進をはじめ、保育・教育の成果を次の学年・校種につなげる取り組みの推進、子どもたちの主体的な学習活動の促進、学校施設の定期的な改修、長寿命化などの課題も明らかになりました。

このような中、本市では、令和2年度に、次代を担う人材を育成するため、第2次教育振興計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、「食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力の育成」を目指し、学校施設の計画的整備や安全・安心で快適な環境づくりを進めるとともに、魅力ある教育活動を展開していくことが必要です。

※29 児童・生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、子どもたちの資質・能力が一層確実に育成できるICT環境を実現する構想。

取り組み方針

3-1-1. 学校施設の整備

- ① 学校施設長寿命化計画に基づき、小・中学校施設の長寿命化や特別教室への空調設備の導入を計画的に進めます。
- ② ICT^{※30}機器の更新を計画的に行うほか、その他の設備や教材・教具についても時代に即した教育の実践に必要な整備・充実を図ります。

3-1-2. 「生き抜く力」と「郷土愛」の育成を重視した教育内容の充実

- ① 認定こども園において、発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実、子育て支援の充実を図ります。
- ② 食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力を身につけた児童・生徒の育成を目指し、英語活動や体験活動の充実、ICTを活用した授業の促進、キャリア教育^{※31}・環境教育・道徳教育・人権教育の充実、体力向上に関する取り組みの強化を図ります。
- ③ 郷土に戻り、郷土をつくる人材の育成を目指し、郷土を愛する心を育む教育の充実を図ります。

3-1-3. 地域とともにある学校づくり

地域とともにある学校づくりに向け、市民への周知や地域における人材の育成・確保を進めながら、コミュニティ・スクール^{※32}の取り組みを段階的に充実させていきます。

3-1-4. 悩みや不安の解消、心の問題への対応

- ① 子どもや保護者の悩みや不安の解消、心の問題の未然防止と支援体制の強化に向け、今まで以上に、スクールカウンセラー^{※33}やスクールソーシャルワーカー^{※34}、関係機関との連携を図り、早期の原因特定など適切な対応に努めます。

※30 Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※31 職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育。

※32 学校運営協議会制度。学校・地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

※33 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※34 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

- ② 学校に登校しにくい児童・生徒の学校復帰を目的とした適応指導教室「阿波っ子スクール」の活用や、不登校問題対策協議会やいじめ問題対策連絡協議会等による支援体制の充実など、関係機関の連携強化を図ります。

3－1－5．特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育の一層の充実と円滑な推進に向け、特別支援連携協議会を中心に、教育現場の意見を十分に踏まえた上で、一人ひとりのニーズに合った支援体制の強化に努めます。
- ② 支援を必要とする児童・生徒の実態に応じた学習環境の整備、特別支援教育に関する教職員の意識や指導力の向上を図ります。

3－1－6．安全対策の強化

家庭や地域、関係機関と連携しながら、地域全体で子どもたちの安全を確保する体制の強化に努めるとともに、命の尊さを学ぶ教育や子どもたち自らが危険予測能力や危険回避能力を身につける防災・防犯教育を推進します。

3－1－7．学校給食における地産地消の推進

学校給食地産地消推進計画に基づき、多様な関係機関と連携し、学校給食における地場農産物の継続的な利用に努めます。

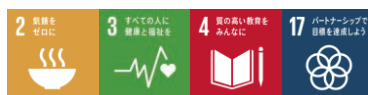
3－1－8．認定こども園・小・中・高等学校の連携強化

認定こども園・小・中・高等学校の連携強化のための体制づくりに努めるとともに、校種を越えた研修会・研究会への教職員の参加を促進します。



阿波市PR名刺デザインコンテスト最優秀賞

3－2．食育の充実



現状と課題

食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められています。

本市では、子どもたちが豊かな人間性を育み、「生き抜く力」を身につけていくためには、何よりも「食」が重要であるという認識に立ち、学校教育目標を「食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力の育成」とし、学校給食を「生きた教材」として活用した給食指導や、保健体育や家庭科の中で食育の視点を生かした指導を行っているほか、総合的な学習の時間では、食育をテーマとし、保護者や地域と連携した農業体験を行うことにより、「食」に関する正しい理解や、食事に至るまでには多くの人々の苦労や努力があることを学んでいます。

また、農業分野においても、これまでの「大人から子どもへ」の食育に加え、「子どもから子どもへ」、そして「子どもから大人へ」という食育の形を創造し、子どもたちが楽しみながら野菜・果物にふれ、その魅力を友達に伝えていくこと、また野菜嫌いを克服し、健康な心と体を養うことを目的に、キッズ野菜ソムリエの育成などの取り組みを進めており、毎年数多くのキッズ野菜ソムリエが誕生しています。

さらに、健康づくりの視点からも、生活習慣病予防を目的に、「健康」と「食」の2点に重点を置き、市民全体の健康づくりを総合的にとらえた「いきいき健康阿波 21」を策定し、各世代に応じた、よりよい食習慣の形成に向けた取り組みを進めています。

こうした食育は、市民一人ひとりの健康な体と心を培い、豊かな人間性を育み、県下の農業のまちとしての特性を生かした独自の誇りうるまちづくりを進める上で、極めて重要なものであることから、第2次教育振興計画等に基づき、関係機関との連携や、各部門相互の連携を強化し、すべての市民に対する食育を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

取り組み方針

3-2-1. 認定こども園・学校での食育の推進

学級担任と栄養教諭等が連携し、子どもたちの発達段階に応じた「食」に関する正しい理解や望ましい食習慣の形成に向けた指導に努めます。

3-2-2. 家庭・地域との連携体制の強化

子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、家庭や地域と連携し、郷土の食文化についての学習や農業体験などの体験活動を推進します。

3-2-3. 学校給食センターを活用した食育の推進

学校給食センターにおいて見学会や試食会を実施することで保護者や市民の学校給食への理解を深め、また、児童・生徒を対象とした「Awa産Our消Myメニューコンクール」などを実施し、食育を推進します。

3-2-4. 野菜ソムリエの育成

野菜ソムリエやキッズ野菜ソムリエのさらなる育成に努め、その活動を通じて「食」に関する知識や「食と農」の関係について広く普及を図るとともに、本市農業の魅力の発信に努めます。

3-2-5. 生活習慣病予防のための食育の推進

- ① 特定健康診査や乳幼児健康診査など、様々な機会を通して栄養指導や相談等を行うほか、認定こども園と連携し、幼児の肥満対策としての食事指導等を行います。
- ② 食生活の改善を中心とした地域の健康づくり活動を行っているヘルスマイトへの助言や指導など活動支援を行い、健康づくりを促進します。

3－3．生涯学習の充実



現状と課題

一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。特に近年では、人生 100 年時代を見据え、生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスの最大化に向けた生涯学習の推進に取り組むことが重視されています。

本市では、市民の学習ニーズに応えるため、公民館事業や生涯学習事業として、幼児から高齢者までの各段階に応じた様々な講座・教室を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成等に努めています。

このような中、各種団体や地域住民による自主的な学習活動が活発に行われていますが、各種講座等への参加者の固定化や、社会環境の急速な変化に伴いますます多様化、高度化する学習ニーズへの対応が大きな課題となっており、学習環境のさらなる充実が求められています。

このため、今後は、第2次教育振興計画に基づき、図書館や公民館、交流防災拠点施設「アエルワ」などの生涯学習関連施設の充実に努めるとともに、市民ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備と提供等を行い、市民一人ひとりが自発的意思に基づいて学び、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりを進めていく必要があります。

取り組み方針

3-3-1. 生涯学習関連施設の充実

図書館や公民館、交流防災拠点施設「アエルワ」などの生涯学習関連施設について、安全で利用しやすい環境づくり、市民満足度の向上に向け、施設・設備の充実を図ります。

3-3-2. 学習情報の提供

社会環境の変化や市民の学習ニーズを継続的に把握し、関係機関と協力しながら生涯学習情報の適切な提供を行います。

3-3-3. 特色ある生涯学習プログラムの整備・提供

学習成果の地域社会づくりへの還元、市民一人ひとりの可能性とチャンスの最大化の視点に立ち、地域資源と人材を最大限に活用しながら、各年代にふさわしい魅力的で多様な学習講座を提供します。

3-3-4. 関係団体の育成

社会教育団体及び学習団体・サークルの活動の活性化に向け、指導・助言や事例紹介、情報提供、団体同士の交流の支援に努めます。

3-4. スポーツの振興



現状と課題

スポーツは、体力の向上や健康の維持・増進、ストレスの解消に役立つだけでなく、住民同士の交流・連帯を促し、地域連帯感や地域への愛着を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本市のスポーツ活動は、スポーツ協会やスポーツ推進委員会を中心に展開されており、各種のスポーツ大会・教室等が開催されているほか、スポーツ協会加盟のスポーツ団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等が様々なスポーツ活動を活発に展開しています。市では、これら市民主体のスポーツ活動の支援や、スポーツ施設の整備充実をはじめ、スポーツの一層の振興に向けた環境づくりに努めています。

近年、健康・体力づくりに対する市民の関心がますます高まる中、スポーツニーズも増大・多様化の傾向にあり、これに対応した施設面の充実が求められているほか、参加者の固定化や子どもの体力低下などの状況もみられ、ニュースポーツの普及や子どものスポーツ振興をはじめ、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、今後は、第2次教育振興計画に基づき、スポーツ振興に関する市民の意識・期待を把握し、市民と行政で連携・協働を進めながら、市民のスポーツに取り組む意欲の醸成と環境づくりを進めていくことが必要です。

取り組み方針

3-4-1. スポーツ施設の整備充実・有効利用

- ① 老朽化の状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、各スポーツ施設の整備充実を図り、有効利用を進めます。
- ② 交流人口の増加と市の活性化に向け、既存のスポーツ施設や日本陸上競技連盟公認のマラソンコースを活用し、市外の運動部等の合宿の受け入れを推進します。

3-4-2. スポーツ団体、指導者の育成

- ① スポーツを通じた新たな地域社会の形成がさらに進められるよう、総合型地域スポーツクラブの安定した運営を支援します。
- ② スポーツ協会加盟の各種団体と連携し、ジュニア期からの一貫した指導体制の整備と指導者の資質向上、意欲と行動力のある若手指導者の育成、地域におけるジュニアスポーツリーダーの養成を行います。

3-4-3. 幅広いスポーツ活動の普及促進

- ① ニュースポーツの振興に向け、学校や老人クラブ、子ども会、各種団体などへのスポーツ推進委員の派遣、総合型地域スポーツクラブとの連携により、ニュースポーツを体験できる場を積極的に創出します。
- ② スポーツ少年団活動の活発化と競技人口の増加を目指し、学校体育、食に関する教育との連携を図りながら、競技力向上はもとより、子どもや保護者の地域活動の促進に取り組みます。

3-5. 文化芸術の振興



現状と課題

文化芸術は、豊かな人間性や創造力、感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであるとともに、人と人とお互いに理解し合う機会を提供するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものであり、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものです。

本市では、文化協会をはじめとする各種文化団体が中心となって、様々な文化芸術活動が活発に行われています。市では、これら市民主体の文化芸術活動の活性化を支援しているほか、文化祭をはじめとする文化行事を展開し、文化芸術の振興に努めています。

しかし、各種活動への参加者の固定化や指導者不足といった状況もみられることから、今後は、交流防災拠点施設「アエルワ」等を活用し、市民が気軽に文化芸術にふれ、市民同士が交流しながら活動することができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本市には、国指定重要文化財「切幡寺大塔」や国指定天然記念物「野神の大センダン」、「阿波の土柱」をはじめ、有形・無形の貴重な文化財が数多くあり、令和3年4月現在、国・県・市指定の文化財は合計71件にのぼります。本市では、これらの文化財の保存・活用等を進めているほか、歴史館等において展示・公開しています。また、市内300箇所に及ぶ遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の保護や発掘調査等にも努めています。

文化財は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や文化、風土を内外に発信する上で重要な役割を担っていることから、これらを大切に守り、生かしていく取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、今後は、第2次教育振興計画に基づき、市民主体の文化芸術活動の活発化を促進する環境づくりや、文化財の適正な保存・活用、歴史館等の有効利用に努め、歴史・文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

取り組み方針

3－5－1．文化団体、指導者の育成

- ① 市民主体の活動を活性化するため、文化協会を中心とした各団体の活動を支援します。
- ② 文化協会に加入している団体の中から、指導者やボランティアを確保できるよう、文化協会に働きかけ、幅広く人材を求めます。

3－5－2．文化芸術の鑑賞・発表機会の充実

文化協会加入団体と連携し、交流防災拠点施設「アエルワ」を中心に、文化芸術の鑑賞・発表機会の充実に努めます。

3－5－3．文化財の保存・活用

- ① 文化財保護の意識を市全体に広めていくため、文化財保護体制と調査研究体制の充実に努めるとともに、文化財に関する普及活動の充実に努めます。
- ② 本市が誇る国指定天然記念物「阿波の土柱」について、保存管理計画に基づき、適切な管理を推進します。

3－5－4．歴史館等の有効利用

本市の歴史・文化研究拠点として、現行の2館体制を維持し、収蔵資料の整理や定期的な企画展の開催など有効利用を図ります。

3-6. 青少年の健全育成



現状と課題

次代を担う青少年が、社会の一員として心身共に健やかに成長していくことは、すべての人々の願いです。

しかし、近年、家族形態の変化や価値観の多様化、情報化の進展などに伴い、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、全国的にいじめや非行、引きこもり、SNS※³⁵を通じたトラブルなどの問題が生じており、青少年の健全育成に社会全体で取り組むことが求められています。

本市では、青少年育成センターが中心となり、市内の防犯等に向けた取り組みや街頭補導、環境浄化活動、健全育成活動、自立支援活動などを実施しているほか、青少年健全育成市民会議を設置し、啓発活動の推進や自然体験講座の実施をはじめとする青少年の健全育成に向けた各種の活動に取り組んでいます。

また、市内に設置されている広域的な就労支援機関である「あわ地域若者サポートステーション」と連携し、就労支援にも取り組んでいます。

しかし、青少年を取り巻く環境は年々複雑化しており、今後もその傾向はさらに強まることが予想されることから、第2次教育振興計画に基づき、これまでの取り組みを充実・発展させながら、地域一体となった健全育成活動をより一層推進する必要があります。

※³⁵ ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

取り組み方針

3－6－1．健全育成体制の充実

青少年育成センターを中心に、関係機関との連携強化を図り、地域全体で子どもや家庭を支援できる体制づくりを進めます。

3－6－2．健全な社会環境づくりの推進

青少年健全育成にかかる諸活動の充実を図り、青少年をめぐる環境点検と有害環境の浄化、特にネット犯罪の防止に努めるとともに、学校・警察・関係団体との情報交換を緊密にし、補導活動を行います。

3－6－3．家庭の教育力の向上

青少年の健全育成に最も重要な役割を果たす家庭の教育力の向上を図るため、親子を対象とした講演会・講座の開催や広報・啓発活動に努めます。

3－6－4．青少年の体験・交流活動の充実

多様な体験や人間関係をとおして豊かな人間性や郷土愛を育むため、本市の自然や産業などの地域資源を最大限に活用し、青少年の体験・交流活動の充実を図ります。

3－6－5．青少年団体、リーダーの育成

子ども会やスポーツ少年団の活動支援を行うとともに、リーダーの育成のため、各種講習会への参加を促進します。

3－7．国際化への対応



現状と課題

近年、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、あらゆる分野でグローバル化が進む中、異文化理解や国際コミュニケーション、世界の中で活躍できる人材育成の重要性がますます高まっています。

このような中、本市では、A L T^{※36}や英語指導教員の活用等により、学校教育における英語活動に力を入れているほか、生涯学習講座における英会話教室などを開催し、国際感覚豊かな人材の育成を積極的に進めています。

今後、国際化が一層進展する中、また外国籍の人々が増加する中で、国際化に対応したまちづくりが一層重要なものになってくることが予想されます。

このため、今後は、第2次教育振興計画に基づき、国際感覚豊かな人材の育成をはじめ、国際化のさらなる進展を見据えた具体的な取り組みを進めていく必要があります。

※36 外国語指導助手。

取り組み方針

3-7-1. 国際感覚豊かな人材の育成

- ① 外国人とのコミュニケーション能力を持ち、異文化を理解することができる人材の育成に向け、A L Tなどの活用により、認定こども園・小・中・高等学校を通じた英語活動の一層の充実を図ります。
- ② 市民ニーズを踏まえながら、A L Tを講師とした市民向けの外国語講座を開催します。
- ③ 国際交流に関係する団体の活動を支援し、日独スポーツ指導者育成交流事業など、国・県等の各種国際交流事業への市民の参加や、市民と市内に住む外国人との交流活動等を促進します。

3-7-2. 国際化に対応した環境整備

外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、案内表示や刊行物の外国語併記などについて検討していきます。

第4章 豊かで活力ある阿波

4-1. 農業の振興



現状と課題

わが国では、令和元年度に、食料・農業・農村に関する5回目の基本計画となる食料・農業・農村基本計画を策定し、令和12年度の食料自給率を45%と設定し、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を引き続き車の両輪として農政改革を進めています。

本市は、肥沃な土壌と温暖な気候などを生かし、ナスやレタス、トマト、キャベツ、ハクサイをはじめとする高品質で新鮮な農産物の生産や、徳島のブランド畜産品である「阿波とん豚」など養牛・養豚・養鶏が盛んな農業のまちで、令和元年度の農業産出額は約145億円にのぼり、徳島県の24市町村の中で第1位となっています。

本市ではこれまで、この県下一の農業を維持・発展させていくため、平成29年度に策定した第2次農業振興計画に基づき、各種施策・事業を推進してきました。

しかし、農業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、農家数の減少や農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、農畜産物の国際競争の激化、消費者ニーズの多様化、価格の低迷など、対応すべき課題は数多くあります。

今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、農業振興計画の見直しを行い、地域の特性を生かした「阿波市ブランド」の展開や農用地の保全、農業生産基盤の整備、多様な担い手の育成など、多面的な農業振興施策を一体的に推進し、「活力ある阿波市農業」の実現を目指す必要があります。

取り組み方針

4-1-1. 第3次農業振興計画の策定

Society5.0 等の新たな社会の到来に即した農業振興施策を総合的、計画的に進めるため、第3次農業振興計画を策定します。

4-1-2. 地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開

- ① 本市の恵まれた環境で生産された農畜産物を、生産過程を含め、「阿波市ブランド」産品として再定義を行うとともに、農商工をはじめ多様な主体が連携した情報発信の取り組みにより認知度を向上させ、地域ブランド力を一層高め、販路の拡大、販売促進を図ります。
- ② 農業生産が自然界の物質循環を生かしながら行われる活動であることを踏まえ、環境との調和に配慮した、持続可能で安全・安心な農産物の生産・消費サイクルの構築を促進します。
- ③ 若者たちが希望を持てる「強い農業」の創出を目指し、農業経営の法人化や集落営農の組織化などの生産の効率化に向けた取り組みや、農地面積の減少抑制や農地利用の効率化などの基盤維持に向けた取り組みを推進します。
- ④ 畜産の振興に向け、効率的かつ安定的な経営や飼料作物の自給率向上に向けた取り組み、家畜伝染病予防対策の強化等を進めます。
- ⑤ 生産性の向上による農業の成長産業化に向け、デジタル技術を活用したデータ駆動型の次世代型農業施設の整備や、ロボットトラクターや農業用ドローン^{※37}の導入など、先端技術を活用したスマート農業^{※38}の取り組みを促進します。

4-1-3. 農用地の保全

- ① イノシシ、サル、シカ、カラスなどによる農林産物への被害の防止に向け、猟友会と連携し、有害鳥獣対策を推進します。
- ② 耕作放棄地について、関係機関と連携した調査・指導を推進し、発生防止及び解消に努めます。

※37 無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機。

※38 ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

4-1-4. 農業生産基盤の整備

- ① 国営吉野川北岸二期土地改良事業による関連施設の整備充実及び維持管理体制の強化、農道や農業用排水施設等の計画的整備、農地や農業用水を保全する地域ぐるみの共同活動の支援などにより、農業生産基盤の整備充実に努めます。
- ② 生産効率を高めて生産量を拡大するため、担い手等への農地の利用集積、面的集積を促進します。

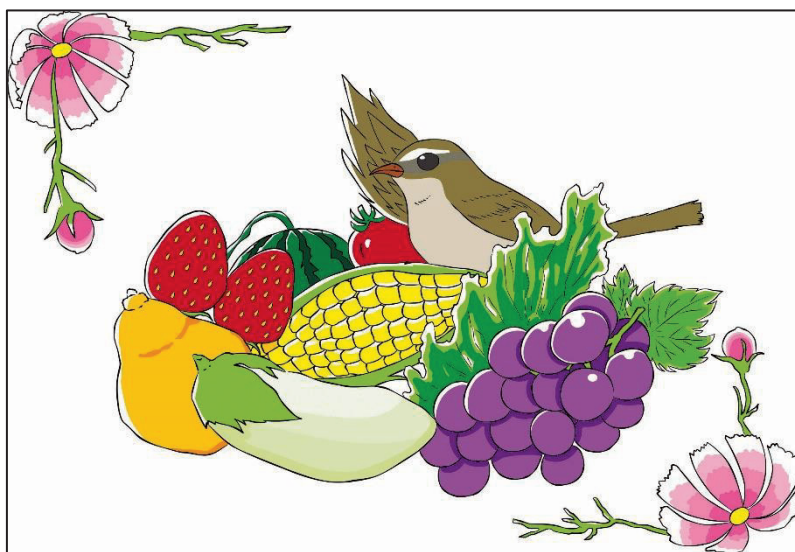
4-1-5. 多様な担い手の育成

- ① 認定こども園・小・中・高等学校の子どもたちに、第一次産業関連企業や農業法人等と連携した農業体験や先進技術にふれる機会の提供などを行うことで、興味と魅力を感じてもらい、未来の農業を担う人材を育成します。
- ② 農業者や関係機関との連携のもと、若者たちが希望を持てる「強い農業」の創出を目指した支援体制を強化し、新規就農者、地域農業を担う認定農業者、法人の育成・確保・支援を図ります。
- ③ 多様な担い手の育成に向け、地域での取り組み体制の整備や人材育成の支援を行うほか、農業内外からの人材確保・育成や企業の参入、経営基盤の継承、農福連携等を促進します。
- ④ 小規模農家に対する経営規模の拡大や経営の安定化を促す取り組みを進めるほか、女性参画による共同経営の取り組みや高齢者が能力を十分に発揮できる体制・環境の整備を促進します。

4-1-6. 交流と協働の促進

- ① 農業者をはじめ、市内の学校や商業施設、観光施設、福祉施設等と連携し、各種PR活動等の強化を図ります。
- ② 農商工をはじめ多様な主体の連携により、新たな商品やサービスの開発・提供・販路の拡大を進めます。
- ③ 市民等の参画・協働による食育の推進などにより、「日本型食生活^{※39}」への理解を深めるとともに、地域の食材・食文化に合った地産地消の取り組みを進めます。

※39 ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた食生活。



阿波市PR名刺デザインコンテスト特別賞

4-2. 商工業の振興



現状と課題

商業は、人々の消費活動を支えるだけでなく、活気やにぎわいをもたらすものとして、まちづくりにおいて重要な位置を占めていますが、大型店の進出やネットショッピングの普及、新型コロナウイルス感染症の流行等を背景に、全国的に地域商業の衰退が進んでいます。

本市の商業の状況は、平成 28 年の経済センサスー活動調査によると、卸売業と小売業を合わせた事業所数は 254 事業所、従業者数は 1,524 人、年間商品販売額は 281 億円となっています。

本市の商業は、各地区に点在する小規模な商店と、主要地方道鳴門池田線沿線に立地する商業施設を中心に展開されていますが、既存商店においては、郊外型の大型店の進出や消費者ニーズの多様化、高度化等の中で、購買力の流出が勢いを増し、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商業振興の核となる商工会の支援を行いながら、商店個々の経営の安定化・活性化や市民の消費ニーズに即した商品・サービスの充実等を促進していく必要があります。

一方、工業は、地域活力の向上や雇用の場の確保などに直結する重要な産業です。

本市の工業の状況は、令和 2 年の工業統計調査によると、製造業の事業所数(従業者 4 人以上)は 71 事業所、従業者数は 2,405 人、製造品出荷額等は 493 億円となっています。

また、本市では新規企業、既存企業を問わず新たな事業所の立地に関する相談が増加傾向にあります。

このため、企業立地に関する相談窓口の充実や企業のニーズに応じた支援の充実を行う必要があります。

取り組み方針

4－2－1．新規創業等の支援

がんばる企業応援事業補助金などにより、中小事業者の経営革新や販路開拓、人材確保、創業、事業継承等を支援します。

4－2－2．商工会との連携

商工会と連携し、商工業の振興に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

4－2－3．商工業経営の安定化・活性化の促進

- ① 商工業経営の安定化に向け、各種融資制度の周知と活用を促進します。
- ② 商工会の活動等を通じ、経営の改善や後継者の育成、地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、イベントの開催など各種販売促進事業の展開等を促進します。

4－2－4．企業の誘致と事業拡大の支援

- ① オーダーメイド型^{※40}の企業誘致を推進するため、各種土地利用規制などを踏まえた適地の選定を行うとともに、既存の公有財産を活用した企業誘致を推進します。
- ② 既存企業の事業拡大を支援するため、相談窓口や支援策の充実を図ります。

※40 企業の規模や業種を限定せずに、進出を希望する企業に合わせて土地や周辺環境を整備していくこと。

4－3．観光の振興



現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、わが国の観光関連産業は大きな打撃を受けており、非常に厳しい状況に置かれています。このような中、観光振興には、アフターコロナを見据えた戦略的な取り組みや発想の転換が求められています。

本市には、国の天然記念物である「阿波の土柱」や4つの「四国霊場札所」をはじめ、「天然温泉御所の郷」や「阿波土柱の湯」などの温浴施設、「柿原堰」、「吉野ウォーターパーク」、「道の駅となり」、さらには県立自然公園やゴルフ場、イベント・祭り、特産品等々、人々を癒す観光・交流資源があります。

しかし、日帰り客がほとんどを占めているほか、数多くの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤としての活用状況は必ずしも十分とはいえません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客は大幅に減少しています。

今後は、こうした状況を踏まえ、観光協会との連携のもと、既存観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化をはじめ、滞在型の癒しの郷づくり、リピーター※⁴¹の増加に向けた多面的な取り組みを進めていく必要があります。

※⁴¹ 繰り返し訪れる人。

取り組み方針

4－3－1．観光協会との連携

観光協会と連携し、観光の振興に向けた各種活動の一層の活性化を促進します。

4－3－2．観光・交流拠点の管理・活用

「阿波の土柱」周辺、「金清自然公園」周辺、「宮川内谷川」周辺などの観光・交流拠点において、既存施設の適正管理・有効活用を図ります。

4－3－3．イベントの活用

「オープンガーデン」や「空海の道ウォーク」、「“御所たらいうどん” 阿波小麦フェア」のほか、市民グループ等により実施されている各種イベントを生かした観光の振興を図ります。

4－3－4．広域観光体制の充実

徳島県東部地域DMO※⁴²により、構成市町村・企業等との連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

4－3－5．観光PR活動の強化

観光パンフレット・マップの作成、ホームページの充実、SNSの活用等を通じ、観光PR活動の強化に努めます。

4－3－6．農業や歴史・文化・食等を生かした観光の展開

豊富な農畜産物を生かした魅力ある特産品等の開発・販売、本市ならではの歴史・文化・食等を生かした観光の展開を促進します。

※⁴² DMOとは、観光地域づくりの舵取り役として、各種調整機能を持つとともに、各種観光データの収集・分析等を行い、戦略を組み立て運営する法人格を持った組織。徳島県東部地域DMOは、徳島県東部の15市町村と様々な企業によって平成29年度に設立された。

4－4．雇用対策の推進



現状と課題

近年、わが国の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化などを背景に、有効求人倍率^{※43}が低下するなど、厳しい状況にあります。

また、徳島県においても、全国的傾向と同様に、雇用情勢は厳しさを増していますが、地域間の格差が大きく、特に本市においては、有効求人倍率が県平均よりも大幅に低く、求人数が求職者数を下回る状況が続くなど、雇用情勢は非常に厳しく、地域雇用の開発をはじめとする雇用対策の推進が大きな課題となっています。

このような中、本市では平成 29 年度に、企業立地の促進に関する条例を見直して支援内容を拡充し、誘致活動を積極的に行い、現在までに4社が立地するなど、着実に成果を上げています。

今後とも、各種産業振興施策の推進に加え、新たな企業の誘致を積極的に行い、雇用の場の確保を目指すほか、関係機関との連携のもと、情報提供や相談をはじめ、若者の地元就職やU・I・Jターン^{※44}の促進につながる取り組みを進めていく必要があります。

※43 ハローワークに登録している求職者に対する、求人を募集している企業からの求人数の割合。

※44 Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Iターンは出身地に関わらず住みたい地域へ移り住むこと。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること。

取り組み方針

4－4－1．企業誘致等による雇用の場の確保

新たな雇用の場の確保に向け、オーダーメイド型の企業誘致の推進や、市内における企業等の立地に適した用地及び建物の確保について検討し、新規企業の立地を促進します。

4－4－2．雇用促進に向けた取り組みの推進

- ① ハローワークや県労働部局等の関係機関、市内事業所等との連携のもと、就職に関する情報提供や相談、職業能力の開発に関する支援を推進します。
- ② Ｕ・Ｉ・Ｊターン者等の雇用を促進するため、各種助成制度や奨励金制度の周知を図ります。
- ③ 市職員の採用において、Ｕ・Ｉ・Ｊターン者の採用枠の確保に努めます。

第5章 明日への基盤が整った阿波

5-1. 計画的な土地利用の推進



現状と課題

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、人々のあらゆる活動を支える共通の基盤であることから、公共の福祉を優先し、自然環境との調和を図りながら、長期的・総合的観点から利用していく必要があります。

本市は、讃岐山脈の南麓に広がる総面積 191.11km² のまちで、北部一帯の山間地域と、北から南へ流れる河川の扇状地及び吉野川沖積地からなる南部の平坦地域で構成されています。

これまでの土地利用の推移をみると、農用地面積が徐々に減少し、宅地面積が増加していく傾向にあります。

このような状況の中、高品質な農産物を供給する県下一の農業のまちとして、優良農地を保全・活用していくとともに、地球規模で環境保全や脱炭素社会の実現が求められる中、豊かな自然環境・景観や森林の保全に努めることが課題となっています。一方で、便利で快適な市街地環境や観光基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

また、本市では、土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業を実施しています。土成・市場・阿波地区はほぼ完了し、山間部の一部を残すのみで阿波市全体の進捗率は 82%です。現在、吉野地区の調査をしており、進捗率は 65%程度であり、今後も引き続き事業を推進していく必要があります。

取り組み方針

5－1－1．土地利用の総合調整

阿波市開発審議会で市内土地利用の総合調整を行いつつ、面積要件に当てはまらない土地開発についても助言などを行いながら、土地利用の明確化を図ります。

5－1－2．適正な土地利用の推進

土地利用の計画や関連法等についての周知、市条例等の適正な運用により、適正な土地利用を推進します。特に、優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、今後の市民ニーズや財政状況などを勘案し、計画的かつ調和のとれた土地利用を進めます。

5－1－3．地籍調査事業の推進

土地の適正かつ有効な利用を図るため、調査体制の充実や市民への周知を行い、平地部で未完了の吉野地区において、地籍調査事業を計画的、効率的に推進します。

5－2．道路・公共交通の充実



現状と課題

道路・公共交通は、便利で快適・安全な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支える重要な生活基盤です。

本市の道路網は、令和3年4月現在、東西方向に走る主要地方道鳴門池田線、南北方向に走る国道318号、主要地方道津田川島線・志度山川線を中心に、国道1路線、県道14路線、市道2,836路線によって構成されています。

また、高速道路として、徳島自動車道が横断し、土成インターチェンジ及び阿波パーキングエリアが設置されています。

徳島自動車道については、令和元年度に「（仮称）阿波スマートインターチェンジ」が国土交通省より新規事業化の箇所選定を受け、事業が進められつつあるほか、令和2年度に阿波パーキングエリア付近7.5km区間の4車線化が完成し、今後も、土成インターチェンジから脇町インターチェンジ間全線の4車線化が進められる予定となっています。

本市では、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。また、広域物資輸送拠点施設である市本庁舎及び防災交流拠点施設「アエルワ」等への市内外からのアクセスの向上、東西方向の道路網の充実、南北方向の幹線道路の整備など、全市的な活性化に向けた道路網の整備が課題となっています。

このため、今後は、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の計画的な整備に取り組むとともに、安全で環境と人にやさしい道路空間づくりを進めていく必要があります。

また、本市では、市民ニーズを踏まえた新たな公共交通として、2年間の実証実験運行を経て、令和3年度から、「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」を本格的に運行していますが、今後は、これが定着し、市民に一層親しまれるよう、利用促進に努める必要があります。

取り組み方針

5-2-1. 徳島自動車道の整備促進

広域的な防災拠点としての機能の強化をはじめ、多様な分野における本市の発展可能性を高めるため、関係機関と連携し、「（仮称）阿波スマートインターチェンジ」及び土成インターチェンジから脇町インターチェンジ間全線4車線化の早期完成を促進します。

5-2-2. 国・県道の整備促進

国道318号の改良整備、県道宮川内牛島停車場線のバイパス整備、特に重点要望である市本庁舎へのアクセス道路である県道船戸切幡上板線の改良整備など、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

5-2-3. 市道及び橋梁の整備・維持管理

- ① 国・県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化、市本庁舎へのアクセスの向上等に配慮しながら、幹線市道から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的、効率的に推進するとともに、市民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。
- ② 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市内全域の橋梁点検を定期的かつ計画的に実施し、老朽化した橋梁の予防保全的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

5-2-4. 安全で環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、緊急車両・物資輸送車両が支障なく通行できる幅員の確保や、倒壊の恐れのあるブロック塀の改修支援など、大規模災害に備えた道づくりをはじめ、環境・景観の保全と創造などに配慮した環境と人にやさしい道づくりを進めます。

5-2-5. 公共交通の充実

「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」について、市民に一層親しまれる公共交通となるよう、市民ニーズを踏まえながら、利用促進に努めます。

5－3．情報化・デジタル化の推進



現状と課題

スマートフォンやタブレット端末^{※45}の普及、SNSの利用拡大などにより、情報通信環境はさらに向上し続けているとともに、ロボットやAI、IoTなども生活に身近なものとなってきており、Society 5.0といわれる新たな社会が到来しつつあります。

また、デジタル技術によってこれまで人間が行っていた業務を効率化したり、新しい付加価値をつけた製品を生み出したり、様々な企業がデジタル化に取り組んでいるほか、自治体においてもデジタル化（自治体DX）が進んでいます。

本市では、市内全域を光ケーブルで結ぶCATV網が整備されているほか、行政サービスの効率化を図るため、各種システムの導入や更新など、行政内部の情報化にも積極的に取り組み、県及び県下自治体との共同で電子申請システムを導入したほか、住民情報システムを共同利用型市町村システムクラウド^{※46}として導入し、大規模災害時等における住民情報の保護などの対策を行ってきました。

近年では、社会保障・税番号制度^{※47}の導入に伴い、個人情報・行政情報の適正管理や行政事務の効率化を図るとともに、情報セキュリティ対策^{※48}の強化などに取り組んできました。

今後、情報化・デジタル化は、自治体経営や地域活性化に欠かせない社会基盤として、あらゆる場面でその重要性が一層高まることが予想されることから、CATV網の利活用や行政内部のICT環境の充実、自治体DXの推進など、市全体の情報化・デジタル化を一層進めていく必要があります。

※45 スマートフォンより大きく操作しやすい板状の携帯用端末。

※46 住民情報や税、福祉などの基幹系システムを複数の市町村で共同利用すること。本市では、佐那河内村と共同利用している。

※47 国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されている。

※48 データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、必要な安全対策を行うこと。

取り組み方針

5-3-1. CATV網の利活用の推進

- ① 整備した施設の適正な維持管理に努めるとともに、今後のCATV網の有効な利活用方策について研究を進めます。
- ② 市民のCATVへの加入を促進するとともに、地域情報等を提供する自主放送番組の内容充実、防災情報の伝達のための音声告知器の利活用を図ります。

5-3-2. 行政内部のICT環境の充実

現在運用中のシステムの見直し・充実に加え、県や他自治体との機器の共同調達、システムの共同利用のさらなる充実を図ります。

5-3-3. 自治体DXの推進

市民の利便性の向上や業務の効率化、行政サービスの向上に向け、国の「自治体DX推進計画」等に基づき、基幹系情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化などを進めます。

5-3-4. 情報セキュリティ対策の推進

各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策を推進します。

5－4．住宅施策の推進



現状と課題

良好な住宅や住環境は、人々が豊かさを実感できる暮らしの基盤であり、定住・移住を促進する重要な条件です。

本市では、人口減少が加速する中、適正な住宅開発の促進に努めるとともに、徳島県産や阿波市産の木材を使用した住宅建築を補助する木造住宅建築推進事業費補助金や、地球温暖化対策の一環として再生可能エネルギーの導入を支援することを目的とする住宅用太陽光発電システム導入補助金、定住人口の維持・増加、市民の住環境の向上を目的とする定住促進リフォーム補助金を交付し、良質・安全な住宅建設及び改修を促進してきました。

また、新たな住宅地の形成に向け、令和3年度に、市営住宅跡地の宅地造成を行いました。

今後、人口減少を抑制していくためには、住宅・宅地の確保は非常に重要な課題となるため、住宅地の形成に向けた取り組みを行うとともに、良質な住宅の建設・改修を促進していく必要があります。

市営住宅については、市営住宅ストック総合活用計画に基づき、住宅の建替を実施し、近隣小規模団地を集約するとともに、住宅の耐久性能の向上のため、屋根の葺替、屋上や外壁の改善等を年次的に進めてきました。また、令和2年度には、この計画を見直して公営住宅等長寿命化計画を策定し、市営住宅の長寿命化等を進めています。

課題として、若者の定住促進の視点や福祉的視点も加味しながら、市営住宅の長寿命化や用途廃止等を計画的に進めていく必要があります。

取り組み方針

5－4－1．新たな住宅地の形成

人口減少問題の克服に向け、誘致企業で働く人やＵ・Ｉ・Ｊターナー者、新婚世帯、子育て世帯等の定住・移住を促進するため、市営住宅跡地等の未利用財産を活用した宅地の分譲を行い、新たな住宅地の形成を進めます。

5－4－2．良質・安全な住宅建築及び改修の促進

- ① 地元産木材を使用した木造住宅の建築や定住・転入促進のためのリフォーム等に関する補助制度の周知を図り、多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅の建築及び改修を促進します。
- ② 南海トラフ巨大地震等に備え、民間木造住宅の耐震診断・耐震改修や老朽危険空き家の除却に対する支援を行います。

5－4－3．市営住宅の整備・活用

公営住宅等長寿命化計画に基づき、セーフティネット^{※49}の構築はもとより、若者の定住促進や高齢者・障がい者が安心して暮らせる住環境づくりを進めるため、住宅需要や社会情勢を踏まえて住宅整備等の必要性を見直しながら、市営住宅の長寿命化や用途廃止を計画的、効率的に進めます。

※49 真に住宅に困窮する低所得者に的確に居住の安定確保を保障する仕組み。

5－5．定住・移住対策の推進



現状と課題

わが国では、地方創生の取り組みが始まってからおよそ7年が経過しましたが、依然として人口減少が進んでおり、自治体には、人口減少問題の克服に向けた取り組みの一層の強化が求められています。

人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、子どもを生み育てやすい環境づくりや健康で長生きできる環境づくり、住みたくなる安全・安心・快適な生活環境づくり、この地で子どもに教育を受けさせたいと思える教育環境の整備、安定的な所得が得られる仕事の確保など、地域自体の魅力・活力を向上させていくことが必要ですが、これに加え、定住・移住のきっかけとなる、情報発信や相談体制の整備、経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

こうした視点に立ち、本市では、令和2年3月に策定した第2次総合戦略に基づき、仕事づくりや子育て支援などに関する取り組みのほかに、「新しい人の流れづくり」を目標に、「阿波市の魅力」の全国への発信や移住交流支援センターによる総合的な移住の支援、定住・移住に関する経済的支援などを進めています。

また、令和3年度から、総合的な移住者支援の体制整備を行うための移住支援プロジェクトチームを発足させ、活動を開始しています。

今後は、これらの取り組みを積極的に推進し、定住・移住希望者の掘り起しとサポートをさらに強化していく必要があります。

取り組み方針

5－5－1．「阿波市の魅力」の全国への発信

広報紙やCATV、ホームページなどの既存媒体における掲載内容の一層の充実、SNSやふるさと納税制度をはじめとするあらゆる媒体・機会を活用し、「阿波市の魅力」の全国へ向けた情報発信を一層積極的に行います。

5－5－2．定住・移住に関する相談・支援の推進

- ① 移住交流支援センターと移住支援プロジェクトチームが連携し、移住相談をはじめ、空き家情報登録制度の活用等による住居の紹介から就労、就学、子育て、地域との交流など、移住者のニーズに応じ、一貫したきめ細かなサポートを行います。
- ② 本市の強みを生かした就労移住パッケージ型の取り組みの横展開を図るなど、阿波市独自の取り組みを推進します。

第6章 共に生き、共につくる阿波

6-1. 人権尊重社会の確立



現状と課題

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない権利です。人権をめぐる問題が複雑・多様化する中、誰もが平和で豊かな生活を送れるようにするためには、日常生活において人権が尊重され、人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図ることが必要です。

本市では、平成28年度に策定した人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）に基づき、人権教育推進協議会をはじめ、国・県・企業などの関係機関・団体と連携しながら、「平和で豊かな人権文化創造のまち・阿波市」の実現に向け、人権に関する様々な問題の解消に向けた人権教育・啓発を積極的に推進してきました。

このような中、市民の間に人権尊重の意識が浸透しつつあり、本市が行ってきた人権施策は一定の成果を上げています。しかし、今日においても依然として社会生活の様々な局面において、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別、インターネット上での差別情報の提示、特定の国籍や民族を排斥する差別的言動、さらにはセクシュアル・マイノリティ^{※50}に対する固定概念など、人権に関する問題は日々新たな形で発生しています。

このような状況を踏まえ、今後とも、人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）に基づき、また必要に応じて見直しを行いながら、本市の実情や社会環境の変化に即した人権教育や啓発活動を継続的かつ効果的に推進していく必要があります。

※50 同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などの性的少数者。

取り組み方針

6-1-1. 人権教育・啓発推進体制の整備

本市の実情や社会環境の変化に即した人権教育・啓発を総合的、計画的に進めるため、必要に応じて人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）の見直しを行うとともに、人権教育推進協議会の充実や関係機関・団体との連携強化、指導者の育成を図ります。

6-1-2. 人権教育・啓発の推進

- ① 認定こども園や学校、家庭、地域社会、企業など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。
- ② 市職員や教職員、保健・医療・福祉・消防関係者など、人権にかかわりの深い職業に従事する人々に対し、人権啓発事業への一層の参加を促すなど、人権に関する理解を深める取り組みを積極的に進めます。
- ③ 女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、犯罪被害者等、セクシュアル・マイノリティなどの各人権課題に対する取り組みを積極的に進めます。

6-1-3. 隣保館事業の充実

福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれた場として、隣保館における各種事業の充実及び利用促進に努めます。

6-1-4. 人権相談の充実

人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、誰もが気軽に相談できるよう、相談体制の充実及び利用促進に努めます。

6－2．男女共同参画社会の形成



現状と課題

男性も女性も、個人としての尊厳が重んじられ、お互いに人権を尊重し合い、それぞれの個性や資質、能力を十分に発揮することができ男女共同参画社会の形成が求められています。国では、男女共同参画基本法に基づき、これまで5次にわたる男女共同参画基本計画の策定が行われています。

本市においても、社会環境の変化を踏まえ、男女共同参画基本計画の改定を行いつつ、意識改革を中心に、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進してきました。

平成30年度に策定した男女共同参画基本計画（第3次）では、「男女がお互いを理解し、自分らしく、いきいきと暮らせるまち」という基本理念を掲げ、DV※⁵¹対策基本計画及び女性活躍推進計画の内容も含めた施策を設定し、各種の取り組みを進めてきました。

しかし、家庭や地域、職場では、今なお女性の能力・適性への偏見や固定的な性別役割分担意識が根強く残っているほか、男女が共に社会参画するための環境・条件整備も十分とはいえない状況にあります。

このため、今後とも男女共同参画基本計画（第3次）に基づき、また見直しを行いながら、意識改革の一層の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する各種の取り組みを総合的、計画的に推進していく必要があります。

※⁵¹ Domestic Violence の略。親しい男女間における暴力や虐待。

取り組み方針

6-2-1. 男女共同参画基本計画の見直し

本市の実情に即した取り組みを総合的、計画的に進めるため、男女共同参画基本計画（第3次）の見直しを行います。

6-2-2. 男女共同参画社会への意識改革の推進

固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識の醸成に向け、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進や男女共同参画に関する広報・啓発活動、情報提供の推進など、意識改革を推進します。

6-2-3. 暴力の根絶

DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶に向け、啓発等の推進や関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図ります。

6-2-4. 男女が共に活躍できる社会環境づくり

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、子育てしやすい職場環境の整備や働き方の見直しに関する事業所への啓発に努めます。
- ② 政策・方針決定の場における男女共同参画を進めるため、審議会等への女性の積極的な登用、市女性職員の職域の拡大、女性リーダーの育成・支援等に努めます。
- ③ 就労の分野における男女共同参画を進めるため、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発や、就業継続・起業に関する情報提供など女性のチャレンジ支援、ハラスメント^{※52}防止に向けた啓発・相談などに努めます。

※52 Harassment（嫌がらせ）。他者に対し、不愉快な気持ちにさせることや、実質的な損害を与えるなど、不快感を与える行為。

6-3. コミュニティ活動の促進



現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行に伴う家族形態の変化、価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどを背景に、全国的にコミュニティ活動への参加者の減少、自治会への加入率の低下といった状況がみられ、身近な地域で支え合う機能の低下やコミュニティの弱体化・崩壊が懸念される状況にあります。

しかし、近年、全国各地で大規模災害が相次いで発生する中、地域における自主的な防災活動や避難支援活動はもとより、地域同士の連携の重要性が注目されています。また、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策、高齢者の安否確認などの必要性がますます高まっています。本来地域が持っていたコミュニティ機能を生かし、さらに地域間で連携し、お互いに助け合い、課題を自ら解決していくことが必要となってきました。

本市では、370 余の自治会や各種まちづくり団体の様々なコミュニティ活動を支援し、市民自らが企画・運営する力（市民力）の形成に取り組んできました。

しかし、本市においても、高齢化に伴う活動の停滞傾向、参加者の減少、組織自体の解散といった問題がみられます。

このため、今後は、市民が培ってきた力をさらに生かし、コミュニティ機能の向上を図り、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくり、個性豊かな地域づくりを進めていく必要があります。

取り組み方針

6-3-1. コミュニティ意識の高揚

市民のコミュニティ意識の高揚と活動への参画を促進するため、コミュニティや住民自治の重要性等についての情報発信を推進します。

6-3-2. コミュニティ施設の整備

身近な活動拠点となるコミュニティセンターや集会施設等の整備充実を進めるとともに、地域住民による施設の自主管理・運営を促進します。

6-3-3. コミュニティ活動の活性化支援と人材育成

- ① 既存の各コミュニティ組織・活動の育成・支援、相互交流の促進に努めます。
- ② 講座の開催等により、豊かな発想を持ち、地域で活躍し、地域の課題解決に取り組む実践的なリーダーの育成を図ります。

6-4. 協働のまちづくりの推進



現状と課題

財政状況がますます厳しさを増す中、社会環境の変化に伴い増大・多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、活力と魅力あふれる自立した自治体をつくり上げ、持続させていくためには、住民や住民団体、民間企業と行政が、夢と危機感を共有し、共に役割と責任を担い、協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

そのためには、行政情報を積極的に提供・公開し、住民と行政とが情報・意識を共有できるようにするとともに、住民の意見を聞く場を設け、複雑・多様化するニーズを把握しながら、住民参画・協働の仕組みをつくり上げていく必要があります。

本市では、広報紙やホームページ、CATV等を通じた広報活動を推進するとともに、自治会長会の開催や意見箱の設置、各種アンケート調査の実施等による広聴活動を行っています。また、情報公開条例に基づき、各種行政情報の公開を実施しているほか、各種行政計画の策定などにおいても、審議会や委員会の設置、パブリックコメント^{※53}の実施等により、積極的な市民参画に努めています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、市民誰もが参加しやすい仕組みづくりや体制の整備を行い、市民と行政とが協力してまちづくりを進めていくことが必要です。

※53 ホームページ等を活用した住民意見の聴取。

取り組み方針

6-4-1. 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 委員の一般公募、ワークショップ※⁵⁴、パブリックコメントなどを実施し、各種行政計画の策定や評価への市民参画・協働を促進します。
- ② 指定管理者制度※⁵⁵の活用や民間委託の推進等により、公共施設の管理・運営や公共サービスの提供等への市民団体やNPO、民間企業等の参画・協働を促進します。

6-4-2. 広報・広聴活動の充実

- ① 広報紙や各種刊行物、ホームページ、CATVによる自主放送番組等の内容充実により、広報活動の充実を図ります。
- ② ホームページや意見箱、各種アンケートなどによる広聴活動の内容を適宜見直し、さらなる充実を図ります。

6-4-3. 情報公開の推進

市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開を推進します。

6-4-4. まちづくりに関する学習機会の提供

市民のまちづくり意識の高揚と知識の向上に向け、様々な場を通じ、市の現状・課題や今後のまちづくりに関する情報発信と学習機会の提供を行います。

6-4-5. 市民団体の育成

各種市民団体の自主的な活動を育成・支援していくほか、新たな市民団体やボランティアの組織化を支援します。

※⁵⁴ 様々な立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

※⁵⁵ 公共施設の管理運営を民間事業者も担えるようにする制度。

6－5．計画的な行財政運営の推進



現状と課題

人口減少の進行や産業・経済の低迷をはじめ、地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、また地方分権・地方創生が新たな局面を迎える中、これからの自治体には、自らの未来を自らが決め、具体的な取り組みを自ら実行していくことができる、自立・持続可能な行財政基盤の構築が一層強く求められます。

本市では、4次にわたる行財政改革大綱及びその実施計画である集中改革プラン（第4次からは行財政改革推進プランと名称を変更）の策定のもと、財政の健全化や効率的、効果的な行政運営の推進に向けた各種の取り組みを積極的に推進し、大きな成果を上げてきました。

財政の健全化に関する指標によると、本市の財政は健全な状況にあるといえますが、市税を中心とする自主財源は約3割であり、依然として、財源の大部分を地方交付税などの国・県の依存財源に頼らざるを得ない財政構造となっている上、合併による財政支援措置期間の終了が令和7（2025）年度となっており、今後の財源の確保が大きな課題となっています。

このような中、少子高齢化のさらなる進行等に伴う社会保障政策や、市民の安全・安心な暮らしのための地域医療、福祉・消防をはじめとするセーフティネットの充実など、市民サービスを停滞させることなく、安定して運営していかなければなりません。

また、公共施設の老朽化が進行しており、今後は、適正な維持管理・長寿命化を図りつつ、統廃合や大規模改修、除却などを進めていく必要があります。

このため、第4次行財政改革大綱・行財政改革推進プランに基づき、また中期財政計画を見直しながら、行財政改革を計画的かつ積極的に推進し、未来を見据えた自立・持続可能な行財政基盤の構築を図っていく必要があります。

取り組み方針

6－5－1．効率的な行政運営の推進

第4次行財政改革大綱・行財政改革推進プランに基づき、事務事業の見直しや簡素で効率的な組織・機構の構築、職員の能力・資質の向上、定員管理・給与の適正化、自治体DXの推進等による電子自治体の構築など、さらなる改革を行い、効率的な行政運営を推進します。

6－5－2．持続可能な財政運営の推進

- ① 歳入について、自主財源を確保するため、納税環境の利便性向上を図るとともに、市税等の収納対策の強化や、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の有効活用、企業誘致による課税客体の拡大、市有の土地・建物などの未利用財産の利活用を進めます。
- ② 歳出について、さらなる民間活力の導入による事務事業の合理化により、経常経費の縮減を図ります。
- ③ 中期財政計画の年次的な見直しにより、現状に即した財政運営を推進します。
- ④ 財政健全化法による財政指標、連結財務諸表の分析を行い、本計画に基づき、事業効果や重要度等を総合的に勘案して財源の重点配分を図り、効果的、効率的な財政運営を推進します。

6－5－3．公共施設の総合的な管理の推進

公共施設にかかる維持管理・更新費用の削減及び平準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の総量や配置の最適化を行います。

6－5－4．広域行政の推進

広域連携を強化し、徳島中央広域連合広域計画に基づく施策を推進するとともに、一部事務組合による共同事業の充実を図ります。

資料編

●第2次阿波市総合計画後期基本計画の策定経緯

年 月 日	内 容
令和3年6月～7月	まちづくりアンケート調査 (18歳以上の市民3,000人・市内の中学2年生254人)
令和3年7月5日～9日	各課ヒアリング (第2次阿波市総合計画前期基本計画達成状況調査)
令和3年7月9日	市長インタビュー
令和3年10月15日	第1回策定委員会の開催 (第2次阿波市総合計画前期基本計画達成状況評価、 第2次阿波市総合計画後期基本計画及び阿波市総合計画と阿波市総合戦略の一体化の検討)
令和3年10月22日	第1回審議会の開催 (第2次阿波市総合計画前期基本計画達成状況報告、 第2次阿波市総合計画後期基本計画及び阿波市総合計画と阿波市総合戦略の一体化の審議)
令和3年11月11日	第2回策定委員会の開催 (第2次阿波市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画検討)
令和3年11月18日	第2回審議会の開催 (第2次阿波市総合計画基本構想の変更及び後期基本計画審議)
令和3年12月1日～22日 (追加募集) 令和3年12月27日 ～令和4年1月5日	パブリックコメントの実施
令和3年12月27日	第3回策定委員会の開催 (第2次阿波市総合計画後期基本計画検討)
令和4年1月14日	第3回審議会の開催 (第2次阿波市総合計画後期基本計画審議)
令和4年1月24日	審議会より市長に第2次阿波市総合計画後期基本計画の答申
令和4年3月2日	令和4年第1回阿波市議会定例会 (第2次阿波市総合計画基本構想の変更について議決)

●第2次阿波市総合計画後期基本計画諮問・答申

阿企総第321号
令和3年10月22日

阿波市総合計画審議会会長 殿

阿波市長 藤井 正助

第2次阿波市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

阿波市総合計画審議会条例（平成17年条例第26号）第1条の規定に基づき、第2次阿波市総合計画後期基本計画について貴審議会の意見を求めます。

令和4年1月24日

阿波市長 藤井 正助 殿

阿波市総合計画審議会
会長 宮川 治

第2次阿波市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和3年10月22日付け阿企総第321号で審議会に対し諮問のありました「第2次阿波市総合計画後期基本計画（案）」について、慎重に審議を重ねた結果、原案を適当と認めます。

また、この計画の推進に当たり、次の事項に十分留意されるよう申し添えます。

1. 将来像の実現に向けたまちづくり

本市が直面する最重要課題は、いかに人口減少に歯止めをかけるかということである。後期基本計画の3つの重点テーマ「安全・安心のまちづくり」、「活力あふれるまちづくり」、「子育て応援のまちづくり」に戦略的に取り組み、本市の将来像である「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土（くに）・阿波市」の実現に努められたい。

2. 着実な計画の推進

計画内容を確実に推進するため、厳しさを増す財政状況の中、選択と集中による事業の重点化を進めて、一方、計画内容の進捗状況を随時把握し、進行管理に努められたい。

●阿波市総合計画審議会委員名簿

職 名	氏 名
会 長	宮川 治
副 会 長	後藤 修
委 員	笠井 旦美
委 員	稲居 彰
委 員	沖津 正紀
委 員	原田 道代
委 員	前田 安夫
委 員	橋本 浩
委 員	児玉 敬二
委 員	井出 貴大
委 員	松永 敬
委 員	原 美智子
委 員	高田 優
委 員	北尾 秀昭
委 員	重清 由充
委 員	中野 修一

●阿波市総合計画策定委員会委員名簿

職 名	氏 名	所 属
委 員 長	町田 寿人	副市長
副委員長	春木 尚登	副市長
副委員長	高田 稔	教育長
委 員	坂東 孝一	企画総務部長
委 員	吉川 和宏	危機管理局長
委 員	矢田 正和	市民部長
委 員	寺井加代子	健康福祉部長
委 員	岩野 竜文	産業経済部長
委 員	川野 一郎	建設部長
委 員	藤野 芳大	水道部長
委 員	岩佐 賢二	会計管理者
委 員	石川 久	教育部長
委 員	猪尾 正	議会事務局長
委 員	稲井 誠司	企画総務部次長
委 員	大森 章司	市民部次長
委 員	小松 隆	健康福祉部次長
委 員	森 克彦	産業経済部次長
委 員	高田 敬二	建設部次長
委 員	大塚 清	水道部次長
委 員	瀧川 靖治	教育部次長
委 員	森友 邦明	教育部次長
委 員	松村 栄治	農業委員会事務局長
委 員	大倉 洋二	財政課長

●阿波市総合計画審議会条例

平成17年4月1日

条例第26号

改正 平成19年3月19日 条例第5号

平成26年3月3日 条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及びその実施に関する重要事項を調査、審議するため、阿波市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第2項第2号及び第3号の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務部企画総務課において行う。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月3日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

阿波市民憲章

わたしたちは、阿讃山脈と吉野川に囲まれた豊かな自然、輝かしい歴史や伝統に培われたこのまちに生きる喜びと誇りをもち、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の創造をめざしてこの憲章を定めます。

- 1 気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのまちをつくります。
 - 1 自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちをつくります。
 - 1 だれにも親切にし、優しさのあふれるまちをつくります。
 - 1 元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちをつくります。
 - 1 趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちをつくります。
-



「かがやく」わたしの
阿波未来プラン

第2次阿波市総合計画後期基本計画

令和4年3月

発行／阿波市

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL:0883-36-8700

FAX:0883-36-8760

<http://www.city.awa.lg.jp>

